

書式例

【例 1】



刑事損害賠償命令申立書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

申立人代理人弁護士 印

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都〇〇区△△丁目〇〇番〇〇号〇〇ハイツ〇〇号

(訴え提起の擬制の管轄地)

申立人（被害者）

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都××区△△丁目〇〇番〇〇号□□ビル〇階

〇〇法律事務所（送達場所）

同申立人代理人弁護士

電話 03-0000-0000

FAX 03-9999-9999

〒〇〇〇-〇〇〇〇 東京都△△区△△丁目〇〇番〇〇号

相手方（被告人）

刑事被告事件の表示 平成〇〇年（わ）第〇〇〇〇号 傷害被告事件

第1 請求の趣旨

1 相手方は、申立人に対し、〇〇〇万円及びこれに対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 手続費用は相手方の負担とする。
との決定並びに仮執行の宣言を求める。

第2 刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け起訴状記載のとおり

第3 損害額の内訳

1 治療費	〇〇万円
2 休業損害 (1日〇〇〇〇円×〇〇日)	〇〇万円
3 慰謝料	〇〇〇万円

添 付 書 類 等

1 申立書副本	1通
2 委任状	1通
3 ちょう用印紙	2000円
4 郵便切手	〇〇〇〇円

裁判官	刑事損害賠償命令事件記録				
書記官	地方裁判所 第 刑事部				
期 日	平成 年 (損) 第 号				
/ :	刑 事 事 件		平成 年 (わ) 第 号		
/ :			平成 年 (む) 第 号		
/ :					
結果	符号	当 事 者	符号	代 理 人	電 話 ファックス
平成 年 月 日					
<input type="checkbox"/> 認容					
<input type="checkbox"/> 一部 認容					
<input type="checkbox"/> 棄却					
<input type="checkbox"/> 却下					
<input type="checkbox"/> 終了					
<input type="checkbox"/> 取下					
<input type="checkbox"/> 和解					
<input type="checkbox"/>					
保管物					
<input type="checkbox"/> 受入					
<input type="checkbox"/> 返還					
<input type="checkbox"/> 事件票					
<input type="checkbox"/> 事件簿					

保 存	始 期	· · ·	終 期	· · ·
-----	-----	-------	-----	-------

【例2-2】

申立人への公判期日の通知				
公判期日	通知先	方法	通知日	書記官印
平成 年 月 日 午 前 時 分 後	1. 申立人 2. 代理人	1. 口頭 2. 普通郵便 3. 電話 4.	平成 年 月 日	
平成 年 月 日 午 前 時 分 後	1. 申立人 2. 代理人	1. 口頭 2. 普通郵便 3. 電話 4.	平成 年 月 日	
平成 年 月 日 午 前 時 分 後	1. 申立人 2. 代理人	1. 口頭 2. 普通郵便 3. 電話 4.	平成 年 月 日	
平成 年 月 日 午 前 時 分 後	1. 申立人 2. 代理人	1. 口頭 2. 普通郵便 3. 電話 4.	平成 年 月 日	
平成 年 月 日 午 前 時 分 後	1. 申立人 2. 代理人	1. 口頭 2. 普通郵便 3. 電話 4.	平成 年 月 日	
平成 年 月 日 午 前 時 分 後	1. 申立人 2. 代理人	1. 口頭 2. 普通郵便 3. 電話 4.	平成 年 月 日	

前	本件 審尋・口頭弁論 期日を平成 年 月 日 午 後 分と指定する。	時 分
平成 年 月 日	裁判長（官）	
上記期日につき、申立人・申立人代理人に対し、平成 年 月 日 口頭・電話・（ ）で告知した。		裁判所書記官
上記期日につき、相手方・相手方代理人に対し、平成 年 月 日 口頭・電話・（ ）で告知した。		裁判所書記官

和解・決定書に代わる・認諾 調書正本送達口頭申請調書				
申請日	平成 年 月 日	申請人	申立人 代理人・相手方 代理人	
送達対象者	当事者双方・利害関係人	裁判所書記官		

【例3】

<一般的な記載例>

予 納 郵 便 切 手 管 理 袋					
事 件 番 号		予 納 者	申立人代理人		
平成21年(損)第 12 号					
年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
21.2.3	引 繙 ^{*1}	*****			
〃	受 領			*****	係 ^{*2}
21.2.6	申立書副本		*****	*****	係
21.3.16	予 納 ^{*3}	*****			
〃	受 領			*****	係
21.5.15	決定正本		*****	*****	係
21.6.1	返 還 ^{*4}		*****	0	係 ^{*5}
		主 ^{*6}			当 ^{*7}

*1 斜体は主任書記官の記載部分である。

*2 係書記官の押印である。

*3 部に直接追納があった場合の記載である。

*4 郵送して返還した場合は、「返還(○○円)」として郵送の際の使用金額を記載する。他の書類に同封して返還した場合には、「返還(同封)」と記載する。

*5 係書記官が主任書記官の補助者として返還した場合である(主任書記官本人が返還した場合は主任書記官が押印する。)。

*6 主任書記官の押印である。

*7 当事者等の押印である。なお、当事者等から受領書の提出を受ける場合は、当事者等の受領印は不要である。

＜民事訴訟手続へ移行する場合の記載例＞

年 月 日	摘 要	引継・予納額	使 用 額	残 額	印
21. 5. 28	異議申立書副本		＊＊＊＊	＊＊＊＊	係
21. 6. 19	引 継 (移行)		＊＊＊＊	0	係
		主			管*8

*8 訟廷管理官の押印である。

【例4】

平成 年(損)第 号

申立人

相手方

裁判管轄地の(□指定・□変更)書

平成 年 月 日

地方裁判所第 刑事部 御中

申立人

印

上記事件について、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律34条1項等の規定による地を、下記のとおり□指定・□変更します。

記

都道	市郡
府県	区

(注)該当する□にレを付けてください。

【例5】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号

補 正 命 令

申立人

相手方

本件について、申立人は、本命令送達の日から〇〇日以内に下記の事項を補正することを命ずる。

記

- 1 申立手数料として、収入印紙2000円の納付
- 2 送達費用として、郵便切手〇〇〇円の予納

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

【例 6】

却 下 決 定

申立人	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
相手方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

上記当事者間の平成〇〇年（損）第〇〇〇号刑事損害賠償命令事件について、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件損害賠償命令の申立てを却下する。

理 由

申立人に対し、平成〇〇年〇〇月〇〇日に送達された補正命令により、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律42条1項所定の不足収入印紙〇〇〇円を同日から〇〇日以内に納付することを命じたが、申立人は同期間内に納付しなかった^{*1}。

よって、同法27条1項1号により、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

*1 法27条1項1号による記載例

御案内

- 1 あなたに対する〇〇被告事件（平成〇〇年〇〇月〇〇日）に関する、損害賠償命令の申立てがありました（平成〇〇年（損）第〇〇〇号）。
- 2 これは、犯罪被害者等による損害賠償請求についての審理を刑事被告事件を担当している裁判所において簡易迅速に行うものです。
- 3 この手続は、刑事被告事件について有罪判決の宣告があった場合に、原則として、判決宣告後直ちに審理のための期日が開かれますが、それまでには開始されません。
- 4 刑事損害賠償命令事件の審理が開始された場合には、その最初の審理期日に刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、刑事損害賠償命令申立書に記載された請求の趣旨や事実に対するあなたの言い分などについて、裁判所が聴くことになります。

（照会先）

〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇 1-2-3

〇〇地方裁判所第〇刑事部〇係

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

TEL 00-0000-0000 (内線000)

御案内

- 1 あなたに対する〇〇被告事件（平成〇〇年〇〇月〇〇日）について、損害賠償命令の申立てがありました（平成〇〇年（損）第〇〇〇号）。
- 2 これは、犯罪被害者等による損害賠償請求についての審理を刑事被告事件を担当している裁判所において簡易迅速に行うものです。
- 3 この手続は、刑事被告事件について有罪判決の宣告があった場合に、原則として、判決宣告後直ちに審理のための期日が開かれますが、それまでには開始されません。
- 4 刑事損害賠償命令事件の審理が開始された場合には、その最初の審理期日に刑事被告事件の訴訟記録の取調べをするほか、刑事損害賠償命令申立書に記載された請求の趣旨や事実に対するあなたの言い分などについて、裁判所が聴くことになります。
- 5 なお、刑事被告事件において、あなたに付いている弁護人は、当然に刑事損害賠償命令事件の代理人となるわけではありません。

（照会先）

〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇1-2-3

〇〇地方裁判所第〇刑事部〇係

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

TEL 00-0000-0000 (内線000)

【例 8-1】

事件番号 平成〇〇年(わ)第〇〇〇〇号(平成〇〇年(損)第〇〇〇号)

被 告 人 ○ ○ ○ ○

平成〇〇年〇月〇〇日

公 判 期 日 通 知 書

○ ○ ○ ○ 殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

TEL 00-000-0000 (内線〇〇)

FAX 00-000-0000

上記の被告人に対する〇〇被告事件につき、公判期日が平成〇〇年〇月〇〇日午後〇時〇〇分(当裁判所第〇〇〇号法廷)と指定されたので、通知します。

【例 8-2】

事件番号 平成〇〇年（わ）第〇〇〇〇号（平成〇〇年（損）第〇〇〇号）

被 告 人 ○ ○ ○ ○

平成〇〇年〇〇月〇〇日

公 判 期 日 通 知 書

○ ○ ○ ○ 殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

TEL 00-000-0000 (内線〇〇)

FAX 00-000-0000

上記の被告人に対する〇〇被告事件につき、公判期日（判決宣告期日）が平成〇〇年〇月〇〇日午後〇時〇〇分（当裁判所第〇〇〇号法廷）と指定されたので、通知します。

なお、当該期日に犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律23条1項各号に掲げる罪に該当する罪について有罪の言渡しがあった場合には、法律上、直ちに損害賠償命令の申立てについての審理期日が開かれることとなっています（同法30条1項）。

【例 9】

事件番号 平成 年(損) 第 号

申立人

相手方

送達場所等の届出書

平成 年 月 日

地方裁判所第 刑事部 御中

氏名

印

上記の事件について、裁判所から送達する書類は、次の場所に送達されるよう届け出ます。

【例10-1】

事件番号 平成〇〇年（損）第〇〇〇号

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方 ○ ○ ○ ○

平成〇〇年〇〇月〇〇日

期日呼出状

○ ○ ○ ○ 殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

TEL 00-000-0000 (内線〇〇)

FAX 00-000-0000

上記当事者間の刑事損害賠償命令事件につき、口頭弁論期日が平成〇〇年〇月〇日午後〇時〇〇分と指定されたので、同期日に当裁判所刑事第〇〇〇号法廷（〇階）に出頭してください。

（出頭の際には、この呼出状を係員に法廷で示してください。）

【例10-2】

事件番号 平成〇〇年（損）第〇〇〇号

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方 ○ ○ ○ ○

平成〇〇年〇〇月〇〇日

期日呼出状

○ ○ ○ ○ 殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

TEL 00-000-0000 (内線〇〇)

FAX 00-000-0000

上記当事者間の刑事損害賠償命令事件につき、審尋期日が平成〇〇年〇月〇〇日午後〇時〇〇分と指定されたので、同期日に当裁判所第〇刑事部書記官室（〇階）に出頭してください。

（出頭の際には、この呼出状を書記官に示してください。）

期日の簡易呼出表

		事件番号	平成 年(損) 第 号	
期日の種別	<input type="checkbox"/> 審尋 <input type="checkbox"/> 口頭弁論 <input type="checkbox"/>		期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
被呼出者	<input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 相手方 <input type="checkbox"/>		呼出方法	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 封書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電話
あて所	<input type="checkbox"/> 申立書記載の住所 <input type="checkbox"/> 送達場所届出書記載の場所 <input type="checkbox"/> 上申書(. . . 付け)記載の住所 <input type="checkbox"/>			
呼出手続をした日		平成 年 月 日	裁判所書記官印	
期日の種別	<input type="checkbox"/> 審尋 <input type="checkbox"/> 口頭弁論 <input type="checkbox"/>		期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
被呼出者	<input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 相手方 <input type="checkbox"/>		呼出方法	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 封書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電話
あて所	<input type="checkbox"/> 申立書記載の住所 <input type="checkbox"/> 送達場所届出書記載の場所 <input type="checkbox"/> 上申書(. . . 付け)記載の住所 <input type="checkbox"/>			
呼出手続をした日		平成 年 月 日	裁判所書記官印	
期日の種別	<input type="checkbox"/> 審尋 <input type="checkbox"/> 口頭弁論 <input type="checkbox"/>		期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
被呼出者	<input type="checkbox"/> 申立人 <input type="checkbox"/> 相手方 <input type="checkbox"/>		呼出方法	<input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> ファクシミリ <input type="checkbox"/> 封書 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 電話
あて所	<input type="checkbox"/> 申立書記載の住所 <input type="checkbox"/> 送達場所届出書記載の場所 <input type="checkbox"/> 上申書(. . . 付け)記載の住所 <input type="checkbox"/>			
呼出手続をした日		平成 年 月 日	裁判所書記官印	

(注) 該当する事項の□にレ付する。

【例12-1】

答弁書

平成 年 月 日

地方裁判所 御中

平成 年(損)第 号		刑事損害賠償命令事件
申立人		
相手方	<p>〒 住所</p> <hr/> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">印</p> <hr/>	
手	<p>送達場所等の届出</p> <p>私に対する書類の送達は、次の場所に宛てて行ってください。</p> <p><input type="checkbox"/> 上記住所等</p> <p><input type="checkbox"/> その他の場所(私との関係・<input type="checkbox"/>勤務先 <input type="checkbox"/>)</p> <p>〒 住所</p> <hr/> <p>TEL</p> <p><input type="checkbox"/> 私に対する書類の送達は、次の人に宛てて行ってください。</p> <p>氏名</p>	
請求の趣旨に対する答弁	<p>1 申立人の請求を棄却する。</p> <p>2 手続費用は、申立人の負担とする。</p> <p>との決定を求める。</p>	

申立書記載の事実に対する答弁

申立書に刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実として記載されている事実について

- 全て間違ひありません。
- 次の部分が間違っています。

- 次の部分は知りません。

損害について

- 全て間違ひありません。
- 次の部分が間違っています。

- 次の部分は知りません。

私の言い分は次のとおりです。

- 話し合いによる解決（和解）を希望します。
- 分割払を希望します。（1か月 円ずつ
（支払開始日 ））
- 平成 年 月 日に一括で支払うことを希望します。
-

上記のような和解を希望する理由

添付書類

(注) 該当する□にレを付けてください。

【例12-2】

答弁書

平成 年 月 日

地方裁判所 御中

平成 年(損)第 号		刑事損害賠償命令事件
申立人		
相手方	〒 一 住 所 _____	
	氏 名 _____	印
	TEL 一 一	FAX 一 一
請求の趣旨に対する答弁	<p>1 申立人の請求を棄却する。</p> <p>2 手続費用は、申立人の負担とする。</p> <p>との決定を求める。</p>	

申立書記載の事実に対する答弁

申立書記載の事実について	<p>申立書に刑事被告事件に係る訴因として特定された事実その他請求を特定するに足りる事実として記載されている事実について</p> <p><input type="checkbox"/> 全て間違ひありません。 <input type="checkbox"/> 次の部分が間違っています。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の部分は知りません。</p>
損害について	<p><input type="checkbox"/> 全て間違ひありません。 <input type="checkbox"/> 次の部分が間違っています。</p> <p><input type="checkbox"/> 次の部分は知りません。</p>
私の言い分は次のとおりです。	<p><input type="checkbox"/> 話し合いによる解決（和解）を希望します。</p> <p><input type="checkbox"/> 分割払を希望します。（1か月 （支払開始日 円ずつ））</p> <p><input type="checkbox"/> 平成 年 月 日に一括で支払うことを希望します。</p> <p><input type="checkbox"/></p>
上記のような和解を希望する理由	
添付書類	

(注) 該当する□にレを付けてください。

【例 1 3】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号

本件審尋手続を受命裁判官に行わせる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官 ○ ○ ○ ○

裁判官 ○ ○ ○ ○

裁判官 ○ ○ ○ ○

本件審尋手続を行う受命裁判官として、裁判官〇〇〇〇を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官 ○ ○ ○ ○

本件審尋期日を平成〇〇年〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分と指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

受命裁判官 ○ ○ ○ ○

いずれも即日全当事者に告知済み

印

【例14-1】

平成〇〇年（損）第3号

決 定

申立人
相手方

本件に、平成〇〇年（損）第11号事件を併合する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

即日、当事者双方に口頭で告知済み 

【例14-2】

平成〇〇年（損）第11号

決 定

申立人
相手方

本件を、平成〇〇年（損）第3号事件に併合する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

即日、当事者双方に口頭で告知済み 

【例15】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号

決 定

申立人	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
相手方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

本件から、相手方〇〇〇〇についての審理を分離する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

即日、申立人及び相手方〇〇〇〇に口頭で告知済み 
即日、相手方〇〇〇〇に郵便で告知済み 

【例16】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号

決 定

申立人
相手方

本件につき、終結した審理を再開する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官
裁判官
裁判官

即日、申立人に電話で告知済み 

即日、相手方に郵便で告知済み 

【例17-1】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令事件

審理終結の日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

決 定

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇号

申 立 人 ○ ○ ○ ○

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇号

相 手 方 ○ ○ ○ ○

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

頭書事件について、当裁判所は、申立人の請求を相当と認め、次のとおり決定する。

主 文

- 1 相手方は、申立人に対し、〇〇万円を支払え。
- 2 手続費用は、相手方の負担とする。
- 3 この決定は、仮に執行することができる。

請求の趣旨及び当事者の主張の要旨

第1 請求の趣旨

主文と同旨

第2 当事者の主張の要旨

1 申立人

刑事損害賠償命令申立書及び主張補充書記載のとおり

2 相手方

答弁書及び第1主張書面記載のとおり

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

【例 17-2】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令事件

審理終結の日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

決 定

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇号

申 立 人 ○ ○ ○ ○

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

〇〇市〇〇区〇〇町〇〇番地〇〇号

相 手 方 ○ ○ ○ ○

同代理人弁護士 ○ ○ ○ ○

主 文

- 1 相手方は、申立人に対し、〇〇〇万円及びこれに対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 申立人のその余の請求を棄却する。
- 3 手続費用はこれを〇分し、その〇を申立人の負担とし、その余は相手方の負担とする。
- 4 この決定は、1項に限り、仮に執行することができる。

請求の趣旨及び当事者の主張の要旨

第1 請求の趣旨

相手方は申立人に対し、〇〇万円及びこれに対する平成〇〇年〇〇月〇〇日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 当事者の主張の要旨

刑事損害賠償命令申立書及び答弁書記載のとおり

理由の要旨

・・・・・ (略) ・・・・・

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

【申立人用】

注 意 書

- この決定は、申立人及び相手方の主張、提出された証拠、審理期日において取り調べた刑事被告事件の証拠等に基づいてなされたものです。
- この決定について、あなたに言い分がある（不服がある）ときには、この決定正本の送達を受けた日（審理期日において口頭で主文の告知を受けたときは、告知された日）の翌日から数えて2週間以内（必着）に、「異議申立書」という書面を当裁判所に持参するか郵送するかして、異議の申立てをすることができます（ただし、請求が全部認められた場合、申立人が異議の申立てをすることはできません。）。
- 異議申立書には、標題（「異議申立書」）、事件番号（決定書に記載されています。）、宛先（○○地方裁判所）、当事者名、決定に対して異議の申立てをする旨、作成年月日を記載した上、自分の住所、氏名を記載し、押印してください。

なお、異議の申立てをするには、500円分の収入印紙が必要ですから、異議申立書とともに提出してください。500円の収入印紙の納付がない場合には、異議の申立てが却下されることになりますので、注意してください。

また、異議の申立てをするときは、異議申立書副本と、郵便切手○○○○円分（○○○円切手○枚、○○円切手○枚、○○円切手○枚）を添付してください。

- 上記の期間内に、当裁判所に対して、当事者双方から異議の申立てがないときは、この決定は確定し、確定判決と同じ効力を持つことになります。
- 異議の申立てをすると、異議申立書副本が異議の申立ての相手方に送られます。
- あなた又は相手方から異議の申立てがあると、通常の裁判手続（民事訴訟手続）で審理されることになり、民事訴訟手続の審理を行う裁判所から電話等で収入印紙と郵便切手の納付等を求める連絡がありますので、その指示に必ず従ってください（指示された納付等に応じなかった場合は、訴えが却下されることがありますので、注意してください。）。
- 異議の申立ての手続などに不明な点がある場合の照会先は、下記のとおりです。当裁判所の窓口に来られる場合には、この決定正本と印鑑を持参してください。

（照会先） 〒123-4567 ○○県○○市○○1-2-3

○○地方裁判所第○刑事部○係

TEL 00-0000-0000 (内線○○○○)

【相手方用】

注 意 書

- この決定は、申立人及び相手方の主張、提出された証拠、審理期日において取り調べた刑事被告事件の証拠等に基づいてなされたものです。
- この決定について、あなたに言い分がある（不服がある）ときには、この決定正本の送達を受けた日（審理期日において口頭で主文の告知を受けたときは、告知された日）の翌日から数えて2週間以内（必着）に、「異議申立書」という書面を当裁判所に持参するか郵送するかして、異議の申立てをすることができます。
- 異議申立書には、標題（「異議申立書」）、事件番号（決定書に記載されています。）、宛先（○○地方裁判所）、当事者名、決定に対して異議の申立てをする旨、作成年月日を記載した上、自分の住所、氏名を記載し、押印してください。

なお、異議の申立てをするには、500円分の収入印紙が必要ですから、異議申立書とともに提出してください。500円の収入印紙の納付がない場合には、異議の申立てが却下されることになりますので、注意してください。

- また、異議の申立てをするときは、異議申立書副本と、郵便切手○○円分（過不足のないよう）を添付してください。
- 上記の期間内に、当裁判所に対して、当事者双方から異議の申立てがないときは、この決定は確定し、確定判決と同じ効力を有することになります。
- 異議の申立てをすると、異議申立書副本が異議の申立ての相手方に送られます。
- あなた又は相手方から異議の申立てがあると、通常の裁判手続（民事訴訟手続）で審理されることになり、民事訴訟手続の審理を行う裁判所から改めて連絡があります。
- 異議の申立ての手続などに不明な点がある場合の照会先は、下記のとおりです。当裁判所の窓口に来られる場合には、この決定正本と印鑑を持参してください。

（照会先） 〒123-4567 ○○県○○市○○1-2-3

○○地方裁判所第○刑事部○係

TEL 00-0000-0000 (内線○○○○)

【例19】

却下決定

申立人
相手方

上記当事者間の平成〇〇年（損）第〇〇〇号刑事損害賠償命令事件について、相手方から平成〇〇年〇〇月〇〇日異議の申立てがあったので、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件異議の申立てを却下する。

理由

本件異議の申立ては、損害賠償命令の送達を受けた日から2週間の不变期間を経過してなされた不適法なものであるから、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律33条1項、2項により主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

平成〇〇年（損）第〇〇〇号（平成〇〇年（わ）第〇〇〇号）

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方（被告人） ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日

求 意 見

〇〇地方検察庁検察官^{*1} 殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長（官） ○ ○ ○ ○

上記の刑事損害賠償命令事件について、異議の申立てにより^{*2}、民事訴訟手続で審理及び裁判することとなったので、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律35条に基づき、さきに取り調べた別紙目録記載の刑事関係記録中、訴えの提起があったものとみなされる裁判所に送付することが相当でないものにつき、意見を求めます。

なお、不相当とする部分があるときは、具体的な理由を添えてください。

おって、平成〇〇年〇月〇日までに当裁判所に到着するよう返送してください。上記期間内に回答がない場合には、意見はないものと判断することになります。

平成 年 月 日

意 見 書

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

〇〇地方検察庁

検 察 官 ○ ○ ○ ○ 印

上記について、送付することが相当でないと思料するものは、

- なし
- 別紙書証目録目録備考欄の「不送付」の□にレを付したもの
- 別紙のとおり

理 由

- 別紙のとおり
- 次のとおり

*1 刑事被告事件が控訴審に係属している場合は、宛先を〇〇高等検察庁検察官と修正して使用する。

*2 終了決定による場合は、「異議の申立てにより」を「同事件を終了させる旨の決定により」と修正して使用する。

平成〇〇年（損）第〇〇〇号（平成〇〇年（わ）第〇〇〇号）

申立人 相手方（被告人）

平成 年 月 日

求 意 見

弁護人

殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁 判 長（官）

上記の刑事損害賠償命令事件について、異議の申立てにより^{*1}、民事訴訟手続で審理及び裁判することとなったので、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るために刑事手続に付随する措置に関する法律35条に基づき、さきに取り調べた別紙目録記載の刑事関係記録中、訴えの提起があったものとみなされる裁判所に送付することが相当でないものにつき、意見を求めます。

なお、不相当とする部分があるときは、具体的な理由を添えてください。

おって、平成〇〇年〇月〇日までに当裁判所に到着するよう返送してください。上記期間内に回答がない場合には、意見はないものと判断することになります。

平成 年 月 日

意 見 書

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

弁 護 人 印

上記について、送付することが相当でないと思料するものは、

- なし
- 別紙書証目録備考欄の「不送付」の□にレを付したもの
- 別紙のとおり

理 由

- 別紙のとおり
- 次のとおり

*1 終了決定による場合は、「異議の申立てにより」を「同事件を終了させる旨の決定により」と修正して使用する。

平成〇〇年（損）第〇〇〇号（平成〇〇年（わ）第〇〇〇号）

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方（被告人） ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日

記録の送付について（照会）

被告人

殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長（官） ○ ○ ○ ○

上記の刑事損害賠償命令事件について、異議の申立て^{*1}により、民事訴訟手続で審理及び裁判することとなったので、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する法律35条に基づき、さきに取り調べた別紙目録記載の刑事関係記録中、訴えの提起があったものとみなされる裁判所に送付することが相当でないものにつき、意見を求める。

なお、不相当とする部分があるときは、具体的な理由を添えてください。

おって、平成〇〇年〇月〇日までに当裁判所に到着するよう返送してください。上記期間内に回答がない場合には、意見はないものと判断することになります。

平成 年 月 日

意 見 書

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

被 告 人 ○ ○ ○ ○ ㊞

上記について、送付することが相当でないと考えるものは、

- ありません。
- 別紙書証目録備考欄の「不送付」の□にレを付したもの
- 別紙のとおり

理 由

- 別紙のとおり
- 次のとおり

返送先 〒111-1111 〇〇市〇〇町1丁目2番3号 〇〇地方裁判所第〇刑事部

*1 終了決定による場合は、「異議の申立てにより」を「同事件を終了させる旨の決定により」と修正して使用する。

【例 2 1】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方 ○ ○ ○ ○

本件について、検察官及び弁護人の意見を聴いた上、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律35条に基づき、本件の刑事関係記録中、別紙書証目録備考欄の「不送付」欄に記載したものにつき、〇〇地方裁判所に送付することが相当でないと認める*1。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官 ○ ○ ○ ○

裁判官 ○ ○ ○ ○

裁判官 ○ ○ ○ ○

*1 求意見書に添付した書証目録の備考欄の「不送付」にレが付された形で意見が付され、その書証目録を引用した場合の記載例。意見部分が別紙とされている場合に、それを引用することや、不送付部分が少なければ、「下記の部分を～送付しない／記／甲5（3項から6項に限る。），甲8から甲10，乙3及び乙7」というような方法も考えられる。

【例22】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号 刑事損害賠償命令事件

記録送付書

頭書の事件について、下記（〇を付したもの）により、本件記録を送付します*1。

記

- 1 損害賠償命令の申立てについての裁判に対する異議の申立て
- 2 刑事損害賠償命令事件の終了決定（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律38条〇項〇号）
- 3 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律25条に規定する決定（刑事訴訟法〇条〇項の決定）

〇〇裁判所裁判所書記官 殿

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

予納郵便切手〇〇〇〇円

訟廷管理官 

*1 1又は2の場合は訴えの提起があったものとみなされた裁判所の民事訟廷（又は民事係）に、3の場合は刑事被告事件の移送先の裁判所の刑事訟廷（又は刑事係）に送付する。

【例 2 3】

決 定

申立人

相手方

上記当事者間の平成〇〇年（損）第〇〇〇号刑事損害賠償命令事件について、申立人から事件を終了させることを求める旨の申立てがあったので¹、当裁判所は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律38条1項²により、本件を終了させる。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官

裁判官

裁判官

*1 事案により「職権により」「申立人から民事訴訟手続で審理及び裁判を行うことを求める旨の申述があつたので」「民事訴訟手続で審理及び裁判を行うことを求める旨の相手方の申述及びそれに対する申立人の同意があつたので」等と記載することが考えられる。

*2 事案に応じて「38条2項1号」「38条2項2号」と記載する。

【例24】

決 定

申立人	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
相手方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

上記当事者間の平成〇〇年（損）第〇〇〇号刑事損害賠償命令事件について、申立人から事件を終了させることを求める旨の申立てがあったので、当裁判所は次とおり決定する。

主 文

本件申立てを却下する。

理 由

本件については、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律30条3項に規定するところにより審理を終結することが困難であるとは認められないので、主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

【例25】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方 ○ ○ ○ ○

事務連絡

平成〇〇年〇〇月〇〇日

□ 相手方 ○ ○ ○ ○ 殿
□ 申立人

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

頭書の事件について、□申立人□相手方から、損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述がありました。

については、これに対して同意するかどうか、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに裁判所に回答してください。同封した回答書の該当する□印にチェックした上で、提出することもできます。

なお、あなたの同意があった場合には、刑事損害賠償命令事件の手続を終了させた上、民事訴訟手続に移行することとなり、改めて民事訴訟手続の審理を行う裁判所から連絡があります。同意がない場合には、刑事損害賠償命令事件の手続をそのまま続けた上、裁判をすることになります。

【例26】

回答書

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

平成 年（損）第 号刑事損害賠償命令事件について、次のとおり回答します。

申立人 相手方 からなされた損害賠償命令の申立てに係る請求についての審理及び裁判を民事訴訟手続で行うことを求める旨の申述に対して、

同意する

同意しない

平成 年 月 日

相手方
 申立人

【例 27】

却 下 決 定

申立人	○	○	○	○
相手方	○	○	○	○

上記当事者間の平成〇〇年（損）第〇〇〇号刑事損害賠償命令事件について、当裁判所は次のとおり決定する。

主 文

本件損害賠償命令の申立てを却下する。

手続費用は申立人の負担とする。

理 由

相手方に対する平成〇〇年（わ）第〇〇〇号〇〇被告事件について、無罪の判決があったので¹、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律 27 条 1 項 3 号により主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官	○	○	○	○
--------	---	---	---	---

裁判官	○	○	○	○
-----	---	---	---	---

裁判官	○	○	○	○
-----	---	---	---	---

¹ 法 27 条 1 項 3 号による記載例。「無罪の判決」とある部分は「刑訴法 336 条の判決」とすることも考えられる。

【例28】

却下決定

申立人	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
相手方	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

上記当事者間の平成〇〇年（損）第〇〇〇号刑事損害賠償命令事件について、当裁判所は次のとおり決定する。

主文

本件損害賠償命令の申立てを却下する。

理由

相手方に対する平成〇〇年（わ）第〇〇〇号〇〇被告事件について、有罪の言渡しがあったが、言渡しに係る罪（〇〇）は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律23条1項各号に掲げる罪には該当しないので¹、同法律27条1項4号により主文のとおり決定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
-----	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

¹ 法27条1項4号による記載例。「～法律23条1項各号に掲げる罪」とある部分は、「損害賠償命令の申立てができる罪」とすることも考えられる。

【例29】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方 ○ ○ ○ ○

事務連絡

平成〇〇年〇〇月〇〇日

申立人 ○ ○ ○ ○ 殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

相手方（被告人）に対する平成〇〇年（わ）第〇〇〇号〇〇被告事件について、
下記の決定があったことに伴い、本件刑事損害賠償命令事件の審理及び裁判が下記
の裁判所において行われることとなりました。

記

決定 移送決定 (刑事訴訟法 7条 19条1項)

審判併合決定 (刑事訴訟法 8条)

決定 (刑事訴訟法 11条2項 17条 18条)

刑事損害賠償命令事件の審理及び裁判が行われる裁判所 〇〇地方裁判所

【例 30-1】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号（平成〇〇年（わ）第〇〇〇号）

申立人

相手方（被告人）

平成 年 月 日

〇〇地方検察庁検察官 殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長（官）

求 意 見

上記の刑事損害賠償命令事件について、別添のとおり、申立人*1〇〇〇〇から犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律39条に基づく刑事関係記録の閲覧・謄写の請求があったので、意見を求めるます。

なお、不相当とするときは、具体的な理由を添えてください。

おって、平成〇〇年〇月〇日までに当裁判所に到着するよう返送してください。上記期間内に回答がない場合には、意見のないものと判断することになります。

平成 年 月 日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

〇〇地方検察庁

検 察 官 印

意 見 書

上記請求については、

と思料する。

理 由

- 別紙のとおり
- 次のとおり

（注）該当する□にレ印を付けてください。

*1 利害関係を疎明した第三者から申立てがあったときは、利害関係人と修正して使用する。

【例 30-2】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号（平成〇〇年（わ）第〇〇〇号）

申立人 ○ ○ ○ ○

相手方（被告人） ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日

弁護人 殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長（官） ○ ○ ○ ○

求 意 見

上記の刑事損害賠償命令事件について、別添のとおり、申立人¹〇〇〇〇から犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律39条に基づく刑事関係記録の閲覧・謄写の請求があったので、意見を求めるます。

なお、不相当とするときは、具体的な理由を添えてください。

おって、平成〇〇年〇月〇日までに当裁判所に到着するよう返送してください。上記期間内に回答がない場合には、意見はないものと判断することになります。

平成 年 月 日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

弁護人 ○ ○ ○ ○ ㊞

意 見 書

上記請求については、

と思料する。

理 由

- 別紙のとおり
- 次のとおり

（注）該当する□にレ印を付けてください。

*1 利害関係を疎明した第三者から申立てがあったときは、利害関係人と修正して使用する。

【例30-3】

平成〇〇年（損）第〇〇〇号（平成〇〇年（わ）第〇〇〇号）

申立人

相手方（被告人）

平成 年 月 日

被告人 殿

〇〇地方裁判所第〇刑事部

裁判長（官）

閲覧・謄写の請求について（照会）

上記の刑事損害賠償命令事件について、別添のとおり、申立人[†]〇〇〇〇から犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律39条に基づく刑事関係記録の閲覧・謄写の請求があったので、意見を求めるます。

なお、反対であるときは、具体的な理由を添えてください。

おって、平成〇〇年〇月〇日までに当裁判所に到着するよう返送してください。上記期間内に回答がない場合には、意見はないものと判断することになります。

平成 年 月 日

〇〇地方裁判所第〇刑事部 御中

被 告 人

意 見 書

上記請求に対する意見は、次のとおりです。

差し支えありません。

反対です。

（理由）

その他

（注）該当する□にレ印を付けてください。

返送先 〒123-4567 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 〇〇地方裁判所第〇刑事部

*1 利害関係を疎明した第三者から申立てがあったときは、利害関係人と修正して使用する。

【例 3 1】

補 正 命 令

原 告 ○ ○ ○ ○

被 告 ○ ○ ○ ○

上記当事者間の平成〇〇年(ワ) (ハ) 第〇〇〇〇号事件 (〇〇地方裁判所平成〇〇年 (損) 第〇〇〇号事件の損害賠償命令に対し^{*1}、原(被)告の異議の申立てにより民事訴訟に移行)について、原告は、本命令送達の日から〇〇日以内に手数料として収入印紙〇、〇〇〇円を納付し、かつ、郵便切手〇、〇〇〇円を予納することを命ずる。

平成〇〇年〇月〇日

〇〇地方(簡易)裁判所

裁判官 ○ ○ ○ ○

*1 刑事損害賠償命令事件の棄却決定に対して異議の申立てがされた場合は、「平成〇〇年(損) 第〇〇〇号事件の決定に対し、」とする。

特例による書証の申出について

○ 送付記録についての特例による書証の申出

- 刑事損害賠償命令事件の記録が当部に送付されてきました。

これから審理がされる民事訴訟において、この記録の中に証拠（書証）としたい文書がある場合には、それを特定することにより、書証の申出をすることができま（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第36条の特例によりますので、以下、この方法による書証の申出を「特例による書証の申出」といいます。）。

通常の書証の申出をする場合には、証拠（書証）としたい文書の写し（裁判所の分と相手方の人数分）を提出する必要がありますが、特例による書証の申出をする場合には、そのような写しの提出の必要はありません（ただし、特例による書証の申出の相手方に刑事損害賠償命令事件の当事者でない者がいる場合には、その者の分の写しの提出が必要となります。）。

- 特例による書証の申出の対象となるのは、当部に送付されてきた記録中の文書です。送付されてきた記録は、刑事損害賠償命令事件の審尋調書や同事件で提出された書証などのほか、同事件で取り調べられた刑事被告事件の訴訟記録（以下「刑事関係記録」といいます。）です。

具体的には、同封している書証目録（写し）の「標目」欄に記載されている文書が送付されてきています。「備考」欄の「不送付」の箇所に✓が付いている番号の文書は送付されてきませんので、特例による書証の申出をすることはできません。

- 「書証目録（刑事関係記録分）」の「標目」欄には、例えば、「証拠等関係カード（甲）の写しのとおり 番号○～○」などと記載されている部分がありますが、この番号の証拠が何であるかについては、同封している証拠等関係カード（甲）（写し）の対応する番号の「標目」欄を参照してください。そこには、例えば、「実」などと記載されていますが、同封している略語表を見ると、「実」が「実況見分調書」を指していることが分かります。

◎ 特例による書証申出書の書き方

- 特例による書証の申出をするためには、書面で申出をする必要がありますので（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第31条），同封している書式により「書証申出書」を提出してください。
- 書証申出書の書き方は次のとおりです。同封している記載例もあわせて参照してください。
 - ・ 「番号」欄には、原告の場合は「甲」，被告の場合は「乙」という符号を付けた上で、1から順に番号を記載してください。
 - ・ 「標目等」欄には、特例による書証の申出をする文書ごとに、その標目を具体的に記載してください。

標目とは、証拠としたい文書の標題のこと、「実況見分調書」，「供述調書」などがこれに当たります（「記録全部」というような包括的な申出はできません。）。

同じ標目の文書が複数ある場合は、供述者や日付なども記載することにより特定してください（例えば、○○の供述調書，△△の供述調書などと記載する。）。

- ・ 「標目等」欄の下部にある「刑事事件証拠番号等」欄には、次のとおり、刑事損害賠償命令事件における書証目録に記載された番号を記入してください。
- ① 刑事損害賠償命令事件において取り調べられた刑事関係記録中の文書について申出をする場合には、書証目録（刑事関係記録分）に記載された番号を記入してください（例えば、「甲1」，「乙2」など）。
- ② 刑事損害賠償命令事件においてあなた又は相手方が提出した文書について申出をする場合には、書証目録（申立人提出分）又は書証目録（相手方提出分）に記載された番号を記入してください（例えば、「A1」，「B2」など）。

※ なお、上記①及び②以外の文書については、刑事損害賠償命令事件における書証目録に番号が記載されていませんので、何も記入する必要はありません。

- ・ 「作成者」欄には、文書を作成した者の氏名等を記載してください（作成者は、文書の標目の下や、文書の最後に記載されていることが多いです。）。
- ・ 「立証趣旨」欄には、これから審理がされる民事訴訟において、あなたがそ

の文書でどのような事実を立証したいのかを記載してください。

- 文書の一部について特例による書証の申出をする場合には、具体的に書証したい部分を「標目等」欄に記載してください（例えば、「被告の供述調書（○頁○行目から○頁○行目まで）」などと記載します。）。
- 特例による書証の申出書の提出等
- 特例による書証の申出書は、裁判所に提出するほか、その写しを相手方に送付する必要があります。あなたが相手方に直接送付する代わりに、裁判所を通じて相手方に送付することもできますが、その場合には、裁判所に申出書の原本及び相手方分の写しを提出してください（なお、あなたの分の控えも自身で写しを取っておくようにしてください。）。

その他、御不明な点などがあれば、担当書記官まで御連絡ください。

【担当書記官】

○○地方（簡易）裁判所民事第○部○係

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

電話 (内線) FAX

平成25年(ワ)第〇〇〇〇号 損害賠償請求事件

原 告 ○ ○ ○ ○

被 告 ○ ○ ○ ○

書 証 申 出 書

平成25年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原 告 ○ ○ ○ ○ 印

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律
第36条に基づき、次のとおり書証とすべきものを特定して書証の申出をする。

番号	標 目 等	作成者	立 証 趣 旨	備 考
	(刑事事件証拠番号等 ※)			

(※) 「刑事事件証拠番号等」欄には、次の番号を記載する。

- ・ 刑事関係記録中の書証について申出をする場合には、刑事損害賠償命令事件における書証目録（刑事関係記録分）の「標目」欄に記載されている番号（例：甲1）
- ・ 当事者が提出した書証について申出をする場合には、刑事損害賠償命令事件における書証目録（当事者提出分）の「番号」欄に記載されている番号（例：A1）

平成25年(ワ)第〇〇〇〇号 損害賠償請求事件

原 告 ○ ○ ○ ○
被 告 ○ ○ ○ ○

書 証 申 出 書

平成25年〇月〇日

〇〇地方裁判所民事第〇部 御中

原 告 ○ ○ ○ ○ 印

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律
第36条に基づき、次のとおり書証とすべきものを特定して書証の申出をする。

番号	標 目 等 (刑事事件証拠番号等 ※)	作成者	立 証 趣 旨	備 考
甲1	第1回公判調書(手続)	〇〇地方裁判所 裁判所書記官	被告が本件不法行為を行ったこ とを認めた事実	
甲2	実況見分調書 甲1	〇〇警察署司法 警察員	平成24年12月31日の〇〇 市〇〇町〇〇丁目〇番〇号先路 上における本件不法行為の現場 の状況	
甲3	原告の供述調書 甲3	〇〇地方検察庁 検察官	原告が被告から平成24年12 月31日に受けた暴行により右 腕を骨折した事実	
甲4	佐藤二郎の供述調書 甲4	〇〇地方検察庁 検察官	被告が平成24年12月3 1日の本件不法行為後に、重傷 の原告を放置して逃走した状況	
甲5	原告の証人尋問調書	〇〇地方裁判所 裁判所書記官	甲3に同じ	

(※) 「刑事事件証拠番号等」欄には、次の番号を記載する。

- ・ 刑事関係記録中の書証について申出をする場合には、刑事損害賠償命令事件における書証目録(刑
事関係記録分)の「標目」欄に記載されている番号(例:甲1)
- ・ 当事者が提出した書証について申出をする場合には、刑事損害賠償命令事件における書証目録(当
事者提出分)の「番号」欄に記載されている番号(例: A1)

番号	標目等 (刑事事件証拠番号等 ※)	作成者	立証趣旨	備考
甲6	被告の供述調書 乙2	○○警察署司法 警察員	被告が原告に対し平成24年1 月31日その頭部を钝器で殴 打するなどの暴行を加えた事実 その他本件不法行為の状況	
甲7	被告の供述調書 (2頁3行目から3頁7 行目まで) 乙3	○○地方検察庁 検察官	同上	
甲8	被告の供述調書	○○地方裁判所 裁判所書記官	同上	
甲9	診断書 A1	○○医院 医師○○○○	原告が本件不法行為によりPT SDを発症し、通院を要した事 実	
甲10	陳述書 A2	原告	同上	
甲11	第1回審尋調書	○○地方裁判所 裁判所書記官	被告が本件不法行為を行ったこ とを認めた事実	

調書記載例

【記載例1】第1回口頭弁論調書（続行）

◇第1回審理期日において、主張の補充、答弁、刑事訴訟記録の取調べ、次回期日に行う手続等の確認を行った場合。申立人は複数だが、1通の申立書で申立てを行った例

裁判官	
認印	

第1回口頭弁論調書	
事件の表示	平成〇〇年（損）第〇〇号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日（午前・午後〇〇時〇〇分）
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所第〇刑事部 法廷で公開
裁判官	○ ○ ○ ○
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官
出頭した当事者等	A1, A2, 甲 ¹ B
指定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日（午前・午後〇〇時〇〇分）
弁論の要領等	
<input checked="" type="checkbox"/> 主張関係別紙のとおり <input type="checkbox"/>	
<input checked="" type="checkbox"/> 証拠関係別紙のとおり ² 裁判官 <input type="checkbox"/> 審理終結 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知 <input type="checkbox"/>	
裁判所書記官 ○ ○ ○ ○ 印	

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。

2 該当する事項の□にレを付する。

相手方

- 1 請求棄却の申立て
- 2 手続費用の申立人ら負担申立て
- 3 刑事損害賠償命令申立書記載の事実中、○○の事実は認める。○○の事実は知らない。

裁判所及び全当事者⁴³

- 1 相手方は、次回期日において、主張補充書に対する認否を行う。
- 2 申立人らは、次回期日までに休業損害に関する書証を提出する。

以上

*1 事件記録の表紙において、申立人2人をそれぞれ「A 1」、「A 2」と、申立人ら代理人を「甲」と、相手方を「B」と符号を定めた場合には、「出頭した当事者等」欄に、「申立人 ○○○○」等と記載する方法によらず、符号を記載することも可能である。ただし、和解や決定で終了した場合には、符号を使用せずに「申立人 ○○○○」等と記載するのが相当である。

*2 簡略調書の様式を用いない場合には、「証拠関係別紙のとおり」は「弁論の要領等」欄の最後（裁判所書記官の肩書きと記名押印の直前）に記載するが、審理終結宣言がなされた場合、和解が成立した場合、請求の放棄又は認諾が行われた場合には、「審理終結」等の前に「証拠関係別紙のとおり」と記載する。

*3 次回期日に行うことを確認した場合の記載例であるが、確認した事項については、必要に応じて記載すれば足り、必要的記載事項ではない。

【記載例2】第1回口頭弁論調書（審理の終結まで）

◇第1回審理期日において、審理の終結まで至った場合

裁判長	
認印	

第1回口頭弁論調書

事件の表示	平成〇〇年（損）第〇〇号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 午前・午後〇〇時〇〇分
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所第〇刑事部 法廷で公開
裁判長裁判官	○ ○ ○ ○
裁判官	○ ○ ○ ○
裁判官	○ ○ ○ ○
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官
出頭した当事者等	申立人 ○ ○ ○ ○ 申立人代理人 ○ ○ ○ ○ 相手方 ○ ○ ○ ○
指定期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分

弁論の要領等

主張関係別紙のとおり

証拠関係別紙のとおり

裁判長

審理終結

別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知

裁判所書記官 ○ ○ ○ ○

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。
2 該当する事項の□にレを付する。

(別紙)

相手方

- 1 請求棄却の申立て
- 2 手続費用の申立人負担申立て
- 3 刑事損害賠償命令申立書及び本日付け主張補充書記載の事実は全て認める。

以 上

【記載例 3-1】第1回審理期日における併合決定

◇同じ被告人に対する損害賠償命令の申立てが複数あり、第1回審理期日においてそれらを併合する場合

裁判長	
認印	

第1回口頭弁論調書

事件の表示	平成〇〇年（損）第3号 ¹¹ 平成〇〇年（損）第11号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所第〇刑事部 法廷で公開
裁判長裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
出頭した当事者等	申立人A（3号事件） <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 申立人A代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 申立人B（11号事件） <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
指定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時〇〇分

弁論の要領等

裁判長

本件に、平成〇〇年（損）第11号事件を併合する。

相手方

申立人らの請求に対する認否は別紙¹²のとおり

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

*1 民事事件の調書は結果調書であるので、基本事件の調書には、被併合事件の事件番号もあわせて記載する（民事実務講義案I（五訂版）p264参照）。複数の事件が併合されている場合には、そのすべての事件番号を記載する必要があり、「平成〇〇年（損）第3号等」とすることはできない（新民事訴訟法における書記官事務の研究I p 90参照）。

*2 別紙省略

【記載例3-2】第1回審理期日における併合決定（被併合）

◇記載例3-1における被併合事件の調書記載例

裁判長

認印

第1回口頭弁論調書

事件の表示	平成〇〇年（損）第11号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所第〇刑事部 法廷で公開
裁判長裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
出頭した当事者等	申立人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
指定期日	

弁論の要領等

裁判長

本件を、平成〇〇年（損）第3号事件に併合する。

裁判所書記官

【記載例4】受命裁判官による審尋手続

◇期日開始前に受命決定がなされ、第1回審尋期日を受命裁判官が行う場合

		受命裁判官	
		認印	
第1回審尋調書			
事件の表示	平成〇〇年(損)第〇〇号		
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分		
場所	〇〇地方裁判所第〇刑事部審尋室		
受命裁判官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
出頭した当事者等	申立人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
	申立人代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
	相手方 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
	相手方代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>		
指定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分		
審尋の要領			
相手方			
1 請求棄却の申立て 2 手続費用の申立人負担申立て 3 刑事損害賠償命令申立書記載の事実中、〇〇の事実は認める。〇〇の事実は知らない。			
証拠関係別紙のとおり			
裁判所書記官 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>			

【記載例 5-1】期日における受命決定

◇第1回審尋期日は裁判所が手続を行い、第2回審尋期日から受命裁判官に審理をさせる場合

裁判長

認印

第1回審尋調書

事件の表示	平成〇〇年(損)第〇〇号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分
場所	〇〇地方裁判所第〇刑事部審尋室
裁判長裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
出頭した当事者等	申立人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
	申立人代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
	相手方 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
	相手方代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
指定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分

審尋の要領

相手方

- 1 請求棄却の申立て
- 2 手続費用の申立人負担申立て
- 3 刑事損害賠償命令申立書記載の事実及び本日付け主張補充書記載の事実は全て認め
る。

裁判長

- 1 本件審尋手続を受命裁判官に行わせる。

2 本件審尋手続を行う裁判官として裁判官○○○○を指定する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

【記載例 5-2】受命裁判官による和解

◇受命裁判官による第2回審尋期日において和解が成立した場合

受命裁判官	
認印	

第2回審尋調書(和解)

事件の表示	平成〇〇年(損)第〇〇号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分
場所	〇〇地方裁判所第〇刑事部審尋室
受命裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
出頭した当事者等	申立人代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
指定期日	

審尋の要領

当事者間に次のとおり和解成立

第1 当事者の表示

別紙のとおり

第2 請求の表示

別紙のとおり

第3 和解条項

別紙のとおり

裁判所書記官

※別紙省略

【記載例 6】期日における受命決定 (No. 2)

◇第1回期日は裁判所による口頭弁論を行い、次回期日から受命裁判官に審尋を行わせる場合

裁判長	
認印	

第1回口頭弁論調書

事件の表示	平成〇〇年(損)第〇〇号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所第〇刑事部 法廷で公開
裁判長裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
出頭した当事者等	申立人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 申立人代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
指定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分 審尋 ¹⁾

弁論の要領等

相手方

- 1 請求棄却の申立て
- 2 手続費用の申立人負担申立て
- 3 刑事損害賠償命令申立書記載の事実中、〇〇の事実は認める。〇〇の事実は知らない。

裁判長

- 1 審尋手続を受命裁判官に行わせる。

2 次回審尋手続を行う裁判官として裁判官〇〇〇〇を指定する。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

*1 次回期日として、異なる手続の期日を指定した場合は、期日の種類を記載する必要がある。

【記載例 7】調書決定

◇第1回審理期日において決定の告知まで行った場合

裁判長	
認印	

第1回審尋調書(決定)

事件の表示	平成〇〇年(損)第〇〇号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午前・午後〇〇時〇〇分
場所	〇〇地方裁判所第〇刑事部審尋室
裁判長裁判官	○○○○
裁判官	○○○○
裁判官	○○○○
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官
出頭した当事者等	申立人 ○○○○ 申立人代理人 ○○○○ 相手方 ○○○○ 相手方代理人 ○○○○
指定期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分
審尋の要領	
<input type="checkbox"/> 主張関係別紙のとおり <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> 証拠関係別紙のとおり	
裁判長	
<input checked="" type="checkbox"/> 審理終結 <input checked="" type="checkbox"/> 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知 <input type="checkbox"/>	
裁判所書記官 ○○○○印	

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。
 2 該当する事項の□にレを付する。

(別紙)

第1 当事者の表示

○○市○○区○○町○○番地○○号

申立人

同代理人弁護士

○○市○○区○○町○○番地○○号

相手方

同代理人弁護士

第2 主文

- 1 相手方は、申立人に対し、○○万円を支払え。
- 2 手続費用は、相手方の負担とする。
- 3 この決定は、仮に執行することができる。

第3 請求の趣旨及び当事者の主張の要旨

- 1 請求の趣旨

主文と同旨

- 2 当事者の主張の要旨

刑事損害賠償命令申立書及び答弁書記載のとおり

第4 理由の要旨

一件記録によれば、申立人の請求は理由があるので、主文のとおり決定するのが相当である。

以上

【記載例8】職権による民事訴訟手続への移行（法38条1項）

◇第1回審理期日において、4回以内で審理を終えることが困難であるとして職権で終了決定を行う場合

裁判長	
認印	

第1回口頭弁論調書

事件の表示	平成〇〇年（損）第〇〇号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所第〇刑事部 法廷で公開
裁判長裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
出頭した当事者等	申立人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 申立人代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
指定期日	

弁論の要領等

相手方

- 請求棄却の申立て
- 手続費用の申立人負担申立て
- 刑事損害賠償命令申立書記載の事実は認めるが、申立人のけがのうち、左大腿骨骨折については、相被告人〇〇の暴行によるものであるから、治療費及び休業損害額について争う。
- A第2号証の領収書を否認する。金額は誰かが書き換えたものである。

裁判長

本件は、4回以内の審理期日において審理を終結することが困難であると認められるため、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付隨する措置に関する法律38条1項により、本件刑事損害賠償命令事件を終了させる。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

【記載例9】当事者の申述による民事訴訟手続への移行（法38条2項2号）

◇第1回期日において申立人から民事訴訟手続への移行を求める旨の申述があり、相手方が同意

した場合（刑事関係記録の取調べを行った上で終了決定）

裁判長

認印

第1回口頭弁論調書

事件の表示	平成〇〇年（損）第〇〇号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分
場所及び公開の有無	〇〇地方裁判所第〇刑事部 法廷で公開
裁判長裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
出頭した当事者等	申立人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 申立人代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
指定期日	

弁論の要領等

申立人

本件損害賠償命令申立てに係る請求についての審理及び裁判を、民事訴訟手続で行うことを求める。

相手方

本件につき、民事訴訟手続への移行に同意する。

裁判長

本件刑事損害賠償命令事件を終了させる。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

【記載例 10-1】当事者が日本語を解さない場合（通訳人を立ち会わせた場合）

◇審尋手続に通訳人をつけた場合。通訳人の指定、通訳人尋問を実施した場合

裁判長	
認印	

第 1 回 審 尋 調 書

事件の表示	平成〇〇年（損）第〇〇号
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分
場所	〇〇地方裁判所第〇刑事部 審尋室
裁判長裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
裁判所書記官	<input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
出頭した当事者等	申立人代理人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 相手方 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> 通訳人 <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/> <input type="radio"/>
指定期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分

審 尋 の 要 領

通訳人〇〇〇〇 別紙のとおり尋問、本件手続につき立会い

裁判長

本件の通訳人として、〇〇〇〇（東京都千代田区隼町〇丁目〇番〇号）を指定する。

申立人

別紙¹²のとおり主張を補充する。

相手方

1 請求棄却の申立て

2 手続費用の申立人負担申立て

3 刑事損害賠償命令申立書記載の事実中、○○の事実は認める。

証拠関係別紙のとおり

裁判所書記官

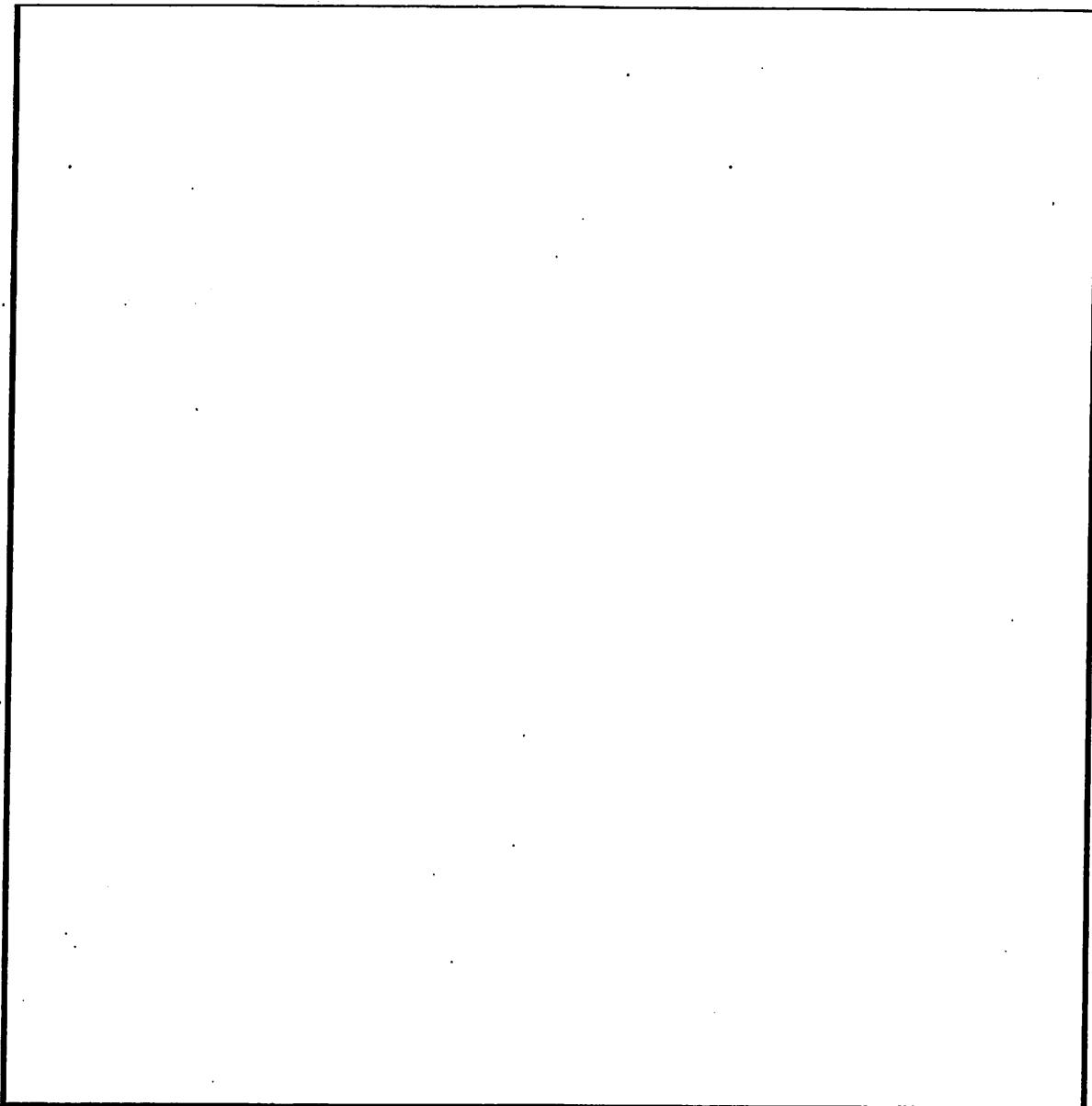
*1 通訳人が立ち会ったときには、通訳人名を「出頭した当事者等欄」に記載する（規則34条、民訴規則66条1項4号）。

*2 別紙省略

【記載例 10-2】通訳人調書

<input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 申立人本人 <input type="checkbox"/> 相手方本人 <input checked="" type="checkbox"/> 通訳人		裁判所書記官 印
(この調書は、第1回審尋 ¹ 調書と一体となるものである。)		
事件の表示	平成〇〇年（損）第〇〇号	
期日	平成〇〇年〇〇月〇〇日午後〇時〇〇分	
氏名	〇〇〇〇	
年齢	〇〇歳	
住所	東京都千代田区隼町〇丁目〇番〇号	
宣誓その他の状況	<input checked="" type="checkbox"/> 裁判長（官）は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input checked="" type="checkbox"/> 通訳人が虚偽の通訳をした場合の罰を 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている証人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長（官）の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>	
陳述の要領		
通訳した陳述の要領は第1回審尋調書記載のとおり		

*1 第7号様式の「口頭弁論」を「審尋」に代えて使用する。



書 証 目 錄 記 載 例

【記載例 1】 一般例

事件の表示 平成●●年（損）第 ●●号

(A 号証)		書 証 目 錄	(申立人 提出分)
番 号		標 目	備 考
1		診断書	
2 の 1 ～ 2 の 8		領収書	
3		陳述書	

【記載例 2】 証拠説明書が提出された場合

事件の表示 平成●●年（損）第 ●●号

(A 号証)		書 証 目 錄	(申立人 提出分)
番 号		標 目	備 考
1 ～ 7		証拠説明書（●●. ●. ●付）のとおり	

【記載例 3】 偽造の主張がなされた場合

事件の表示 平成●●年（損）第 ●●号

(A 号証)		書 証 目 錄	(申立人 提出分)
番 号		標 目	備 考
1 ～ 7		証拠説明書（●●. ●. ●付）のとおり	A 2. 偽造の主張あり (第1回口頭弁論調書)

【記載例 4】

事件の表示 平成 ○○ 年(損)第 ○○ 号

第4号様式(刑事損害賠償命令事件書証目録)

書 証 目 錄 (刑事関係記録分)		
(この目録は、各期日の調書と一体となるものである。) (No. 1)		
期 日	標 目	備 考
① 第 1 回 □審 尋 □弁 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 ☑第1回公判調書(手続)	□不送付()
② 第 1 回 □審 尋 □弁 論	□証拠等関係カード(甲)の写しのとおり 番号 1~4 □	☑不送付(甲 2, 4 (一部))
③ 第 1 回 □審 尋 □弁 論	☑証拠等関係カード(乙)の写しのとおり 番号 2 □	□不送付(一部))
④ 第 1 回 □審 尋 □弁 論	□証拠等関係カード(乙)の写しのとおり 番号 3 (3頁12行目から6頁15行目までは 除く。) □	□不送付()
⑤ 第 1 回 □審 尋 □弁 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 ☑証人鈴木一郎尋問調書	□不送付()
⑥ 第 1 回 □審 尋 □弁 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 ☑被告人供述調書	□不送付()

(注) 該当する事項の□にレを付する。

請求者等 檢察官

平成 ●● 年(わ) 第 ●●●● 号

証拠等関係力一ド(甲)

(No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

番号	標　　目 〔供述者・作成年月日、住居・尋問時間等〕	請求	意　見		結　果		備　考 編てつ箇所
			期 日	期 日	内　容	期 日	
1	立証趣旨 (公訴事実の別)						
1	実 〔(員) 山田太郎 20.1.5〕						
	犯行現場の状況等 ()	1	1	同 意	1	決定・済	1
2	報 〔(員) 山田花子 20.1.5〕						
	犯行直後の被告人の右手の状況等 ()	1	1	同 意	1	決定・済	2
3	検 〔鈴木一郎 20.1.15〕						抄本提出
	被害状況等 ()	1	1	一部同意※1	1	同意部分 決定・済 不同意部分 撤回	3
4	検 〔佐藤二郎 20.1.16〕						
	犯行後の被告人の行動を目撃した状況等 ()	1	1	同 意	1	決定・済	4
5	証人 鈴木一郎 〔 20分〕						
	(甲) 証拠番号3に同じ ()	1	1	しかるべき	1	決定・済	5

(被告人 ○○○○)

請求者等 檢察官

平成 ●● 年(わ)第 ●●●● 号

証拠等関係カード(乙)

(No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調査と一体となるものである。)

番号	標目 (供述者・作成年月日、住居・毎回時間等)	請求期日	意見		結果		備考
			期日	内 容	期日	内 容	
立証趣旨 (公訴事実の別)							縦てつ箇所
1 員 〔被〕 20.1.20	身上・経歴等	1 1	同 意	1	決定・済	6	
2 員 〔被〕 20.1.21	犯行状況等 ()	1 1	同 意	1	決定・済	7	
3 檢 〔被〕 20.1.23	同 上 ()	1 1	同 意	1	決定・済	8	
被 告 人 一 名 用	〔 〕 〔 〕 〔 〕 〔 〕						

(被告人 ○○○○)

平成●●年(わ)第●●●●号

証拠等関係カード(続) (No. 1)

(このカードは、公判期日、公判前整理手続期日又は期日間整理手続期日においてされた事項については、各期日の調書と一体となるものである。)

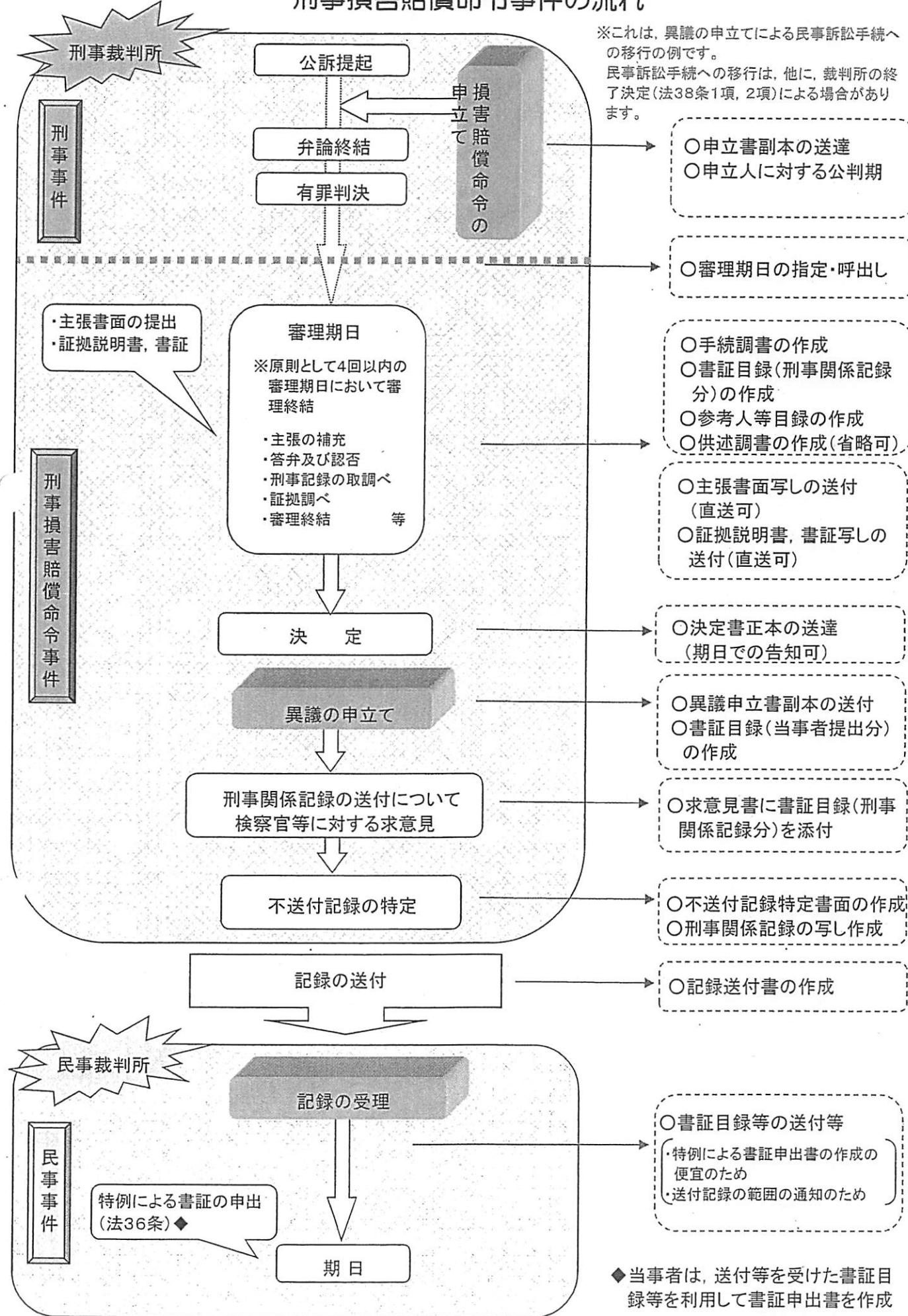
※	期日	請求・意見・結果等
1	1	一部同意 弁護人 本日付け検察官請求証拠に対する意見書第1の3記載のとおり

※この場合、意見書の写しも添付する。

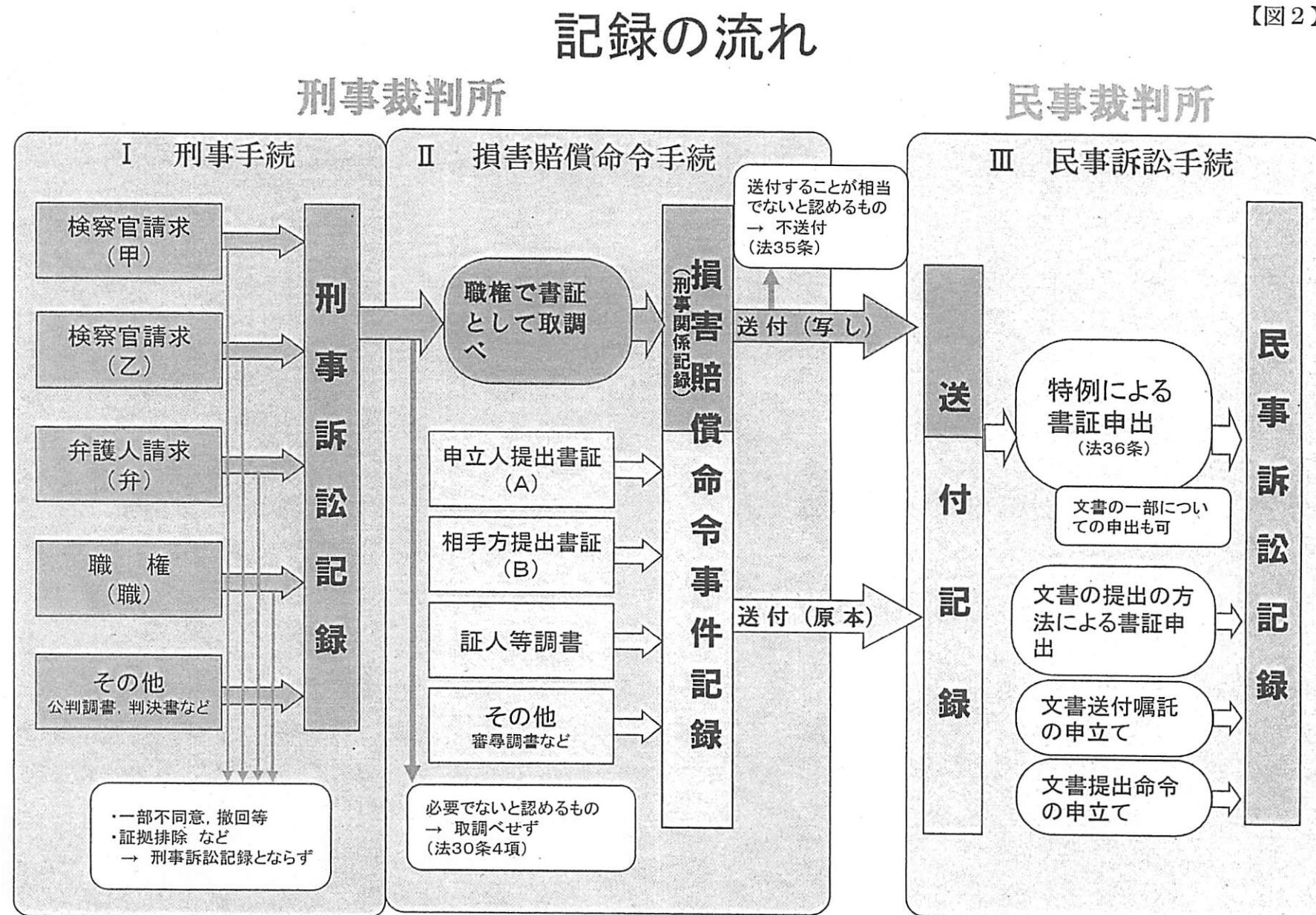
そ の 他 (参 考)

【図1】

刑事損害賠償命令事件の流れ



【図2】



刑事損害賠償命令事件の調書の様式、記録の編成等について

平成20年10月22日総三第000990号高等裁判所長官、
地方裁判所長宛総務局長、刑事局長通達

改正 平成25年11月20日総三第217号
平成29年12月 7日総三第201号

標記の調書の様式、記録の編成等について下記のとおり定めましたので、平成29年5月31日付け最高裁総三第47号総務局長、情報政策課長通達「訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」によるほか、これによってください。

記

第1 調書の様式及び記載方法

1 調書の様式

口頭弁論及び審尋の期日の調書並びに書証目録は、別紙様式第1から別紙様式第9まで（第1号様式から第7号様式まで）により作成する。ただし、事務の効率的な処理を図るため特に必要な場合には、第1号様式、第2号様式、第6号様式及び第7号様式について、あらかじめ記載された定型的な事項の□に認印し、又はレを付する様式、ワードプロセッサによる作成に便宜な様式等これらと異なる様式によることも差し支えない。

2 各様式の記載方法

各様式の記載方法については、この通達に定めるもののほか、平成16年1月23日付け最高裁総三第2号総務局長、民事局長、家庭局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」記第2及び記第3の5の定めを準用する。

(1) 記載要領一般

- ア 当該期日に行われた手続等について、該当する事項の□にレを付する。
- イ □にレが付されていないものは、その手続等が行われなかつたことを示すもので、印刷された事項を抹消する必要はない。

(2) 第1号様式（審尋調書）

この様式には、審尋の期日において行われた手続（第4号様式から第6号様式までに記載するものを除く。）を記載する。

なお、裁判官の合議体による場合には第1号様式（刑事損害賠償命令事件審尋調書合議用）を、一人の裁判官による場合には第1号様式（刑事損害賠償命令事件審尋調書単独用）を使用する。

ア 回数について

(ア) 審理の併合又は分離が行われた場合には、基本となつた事件の回数に連続する回数を付する。

(イ) 当事者双方が不出頭の期日も回数に加える。

イ 「指定期日」について

(ア) 期日の種別が異なる期日を記載した場合には、期日の種別を付記する。

(イ) この箇所に指定された期日を記載した場合には、「審尋の要領」に期日を指定告知した旨を記載する必要はない。

ウ 「審尋の要領」について

(ア) 当事者が口頭により主張をした場合には、記載事項のない□にレを付し、訴訟行為者及びその主張の内容を記載するほか、「主張関係別紙のとおり」の□にレを付し、別紙に訴訟行為者及びその主張の内容を記載することも差し支えない。

- (イ) 証拠関係については、「証拠関係別紙のとおり」の□にレを付し、その内容は第4号様式から第6号様式までに記載する。
- (ウ) 偽造等を理由に書証の成立を積極的に争う旨の陳述又は書証の申出の撤回が審尋の期日において口頭によりされた場合には、この箇所にその内容を記載する。
- (エ) 和解が成立した場合には、記載事項のない□にレを付した上で、「別紙のとおり和解成立」等と記載して、その内容を別紙に記載する。
- (オ) 別紙に訴訟行為者及びその主張の内容等を記載した場合には、記載事項の末尾に「以上」と記載する。
- (3) 第2号様式(口頭弁論調書)
この様式には、口頭弁論の期日において行われた手続(第4号様式、第5号様式又は第7号様式に記載するものを除く。)を記載する。
なお、裁判官の合議体による場合には第2号様式(刑事損害賠償命令事件口頭弁論調書合議用)を、一人の裁判官による場合には第2号様式(刑事損害賠償命令事件口頭弁論調書単独用)を使用する。
この記載方法については、性質に反しない限り、(2)の定めに準ずる。
- (4) 第3号様式(書証目録)
この様式は、書証の提出に使用し、裁判長が書証目録の作成を命じた場合及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律(平成12年法律第75号。以下「犯罪被害者保護法」という。)第35条第2項(犯罪被害者保護法第38条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により記録を送付する場合に作成する。この様式による書証目録は、期日又は期日外において提出された書証を整理して一覧するためのものであり、口頭弁論又は審尋の期日の調書(第1号様式及び第2号様式)と一体となるものではない。
ア 「(号証)」について
申立人提出分を「A」号証と、相手方提出分を「B」号証等と記載する。
イ 「(提出分)」について
原則として、各当事者につき各別の用紙を使用するものとし、「申立人」提出分等と記載する。
ウ 「番号」について
原則として、一つの書証について1欄を使用する。
エ 「標目」について
原則として、書証の標題を記載する。
オ 「備考」について
偽造等を理由に書証の成立を積極的に争う旨の主張があった場合又は書証の申出の撤回があった場合には、「偽造の主張あり」、「撤回」等とその趣旨を簡単に記載するとともに、その内容が記載された調書又は主張書面を特定する。
- (5) 第4号様式(書証目録)
この様式は、犯罪被害者保護法第30条第4項の規定による刑事被告事件の訴訟記録の取調べに使用する。
ア 「(No.)」について
この目録の丁数を記載する。
イ 「期日」について
取り調べた期日の回数を記載し、期日の種別の□にレを付する。
ウ 「標目」について
(ア) 刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べた場合には、「証拠等関係カード()の写しのとおり」の□にレを付した上で、()に「甲」、「乙」、「弁」等と刑事被告事件の訴訟記録の符号を記載し、「番号」の次に証拠の番

号を記載する。

(イ) 刑事被告事件の訴訟記録中の書証以外のものを取り調べた場合には、記載事項のない□にレを付した上で、その標題を記載する。

エ 「備考」について

(ア) 偽造等を理由に書証の成立を積極的に争う旨の主張があった場合には、「偽造の主張あり」等とその趣旨を簡単に記載するとともに、その内容が記載された調書又は主張書面を特定する。

(イ) 犯罪被害者保護法第35条第1項の規定により裁判所が特定したものがあった場合には、「不送付（ ）」の□にレを付し、（ ）に特定したものと記載する。

(6) 第5号様式（参考人等目録）

この様式は、書証の提出を除くすべての証拠の申出、採否の裁判等に使用する。

ア 「（申出分）」について

(ア) 原則として、各当事者につき各別の用紙を使用するものとし、「申立人」申出分等と記載する。

(イ) 職権による審尋等については、当事者の申出分と別の用紙を使用し、「申出」を抹消して「職権」分と記載する。

イ 「申出」の「期日等」について

(ア) 口頭弁論又は審尋の期日において証拠の申出がされた場合の記載方法については、(5)のイの定めに準ずる。

(イ) 口頭弁論又は審尋の期日以外において証拠の申出がされた場合には、「・」に申出年月日を記載する。

ウ 「証拠方法の表示等」について

証拠方法を記載し、必要がある場合には、立証趣旨も記載する。

エ 「採否の別」について

証拠採否の裁判があった場合には、採否の別を○で囲む。

オ 「審尋等の施行」について

(ア) 指定された審尋等の期日を記載する。

(イ) 指定された期日に審尋等が実施された場合には、「実施」の□にレを付する。

(ウ) 審尋等の期日が変更され、若しくは延期され、又は審尋等が続行された場合には、その旨を記載した上、指定された期日を順次下部に追記する。

カ 「調書の作成に関する許可等」について

犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成12年最高裁判所規則第13号。以下「犯罪被害者保護規則」という。）第25条第1項の規定により証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（以下「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略する許可（以下「調書省略許可」という。）があった場合には、「調書省略」の□にレを付し、犯罪被害者保護規則第34条において準用する民事訴訟規則（平成8年最高裁判所規則第5号）第68条第1項の規定により証人等の陳述を録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録することができる物を含む。以下「録音テープ等」という。）に記録することによって調書の記載に代える許可（以下「調書記載代用許可」という。）があった場合には、「調書記載に代わる録音テープ等」の□にレを付する。

キ 「備考」について

証拠申出の撤回等があった場合には、この箇所に記載する。

(7) 第6号様式（参考人等調書）

この様式には、参考人及び当事者本人の陳述等を記載する。

なお、調書省略許可又は調書記載代用許可があった場合には、この様式の調書を

作成する必要はない。

(8) 第7号様式（証人等調書）

この様式には、証人、鑑定人、当事者本人及び通訳人の陳述等を記載する。

なお、調書省略許可又は調書記載代用許可があった場合には、この様式の調書を作成する必要はない。

第2 記録の編成

事件の記録の編成については、この通達に定めるもののほか、平成9年7月16日付け最高裁総三第77号事務総長通達「民事訴訟記録の編成について」を準用する。

1 刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べた場合には、当該書証に係る証拠等関係カードの写しを第2分類の証拠説明書群につづり込む。

2 取り調べた刑事被告事件の訴訟記録の写しは、次に掲げる場合を除き第2分類の書証群につづることを要しない。

(1) 刑事被告事件の上訴により、刑事被告事件の訴訟記録を上訴裁判所に送付する場合

(2) 犯罪被害者保護法第35条第2項の規定により記録を送付する場合

第3 犯罪被害者保護規則第25条第2項の規定による録音テープ等への記録の手続

1 録音等の手続

(1) 録音等の申出の方法

ア 証人等の陳述又は検証の結果の記録（以下「録音等」という。）の口頭弁論又は審尋の期日外における申出については、できる限り、書面を提出させるものとする。

イ 録音等の申出は、当該事件において取り調べることのあり得る証人等又は検証について一括してさせることができる。

ウ 録音等の申出は、調書省略許可がされる前に、あらかじめさせることができる。

(2) 録音等の装置の操作者

録音等は、当該口頭弁論又は審尋の期日に立ち会った裁判所書記官が行う。

2 録音テープ等の保管等

(1) 作成方法

録音テープ等は、原則として、同一の事件の同一の取調期日ごとにそれぞれ別個に作成する。この場合において、必ずしも取り調べられる者又は検証の目的ごとに別個の録音テープ等を作成する必要はない。

(2) 保管者

録音テープ等の保管は、録音等に係る事件を担当する裁判所書記官（以下「担当書記官」という。）が行う。

(3) 保管期間

録音テープ等の保管期間は、事件の終了の日から1年とする。ただし、犯罪被害者保護法第35条第2項の規定による記録の送付をしなかったときは、事件の終了の日から2週間とする。

(4) 保管方法

録音テープ等には、適宜の箇所に事件番号並びに証人等を取り調べた日及び証人等の氏名又は検証を実施した旨及び検証を実施した日を記載する。

録音テープ等は、事件の記録とは別にし、複製事務及び消去事務等の便宜を考慮して、適宜の方法で整理した上、他の磁気性のあるものと隔離し、かつ、高温多湿及び直射日光を避けて保管する。

(5) 整理票の備付け等

担当書記官は、録音テープ等の検索の便宜のため、別紙様式第10の書面を参考にした整理票を作成し、これに、事件番号、当事者の氏名又は名称、証人等の氏名又は検証の目的の要旨、証人等を取り調べた年月日又は検証を実施した年月日、録

音等に係る事件が終了した年月日、その事由及び録音等の消去年月日を記入する。また、録音等に係る事件について犯罪被害者保護法第35条第2項の規定により記録を送付した場合は、「民事訴訟移行」等と備考欄に記入する。

整理票は、録音等に係る事件の事件番号順に整理して保存する。

録音等が消去された録音テープ等に係る整理票は、録音等の消去の日から1年間保存した後廃棄する。

(6) 録音等に係る事件について犯罪被害者保護法第35条第2項の規定により記録を送付した場合の取扱い

録音テープ等は事件の記録の一部ではないので、犯罪被害者保護法第34条第1項（犯罪被害者保護法第38条第4項において準用する場合を含む。）の地方裁判所又は簡易裁判所には送付しない。

(7) 録音等の消去

保管期間が満了した録音テープ等の録音等は、担当書記官が録音テープ等を破壊する方法等により消去する。

(8) 亡失の報告

ア 担当書記官による報告

担当書記官は、その保管する録音テープ等が亡失したときは、直ちに、主任書記官（刑事の訟廷管理官及び訟廷管理官を含む。以下同じ。）に報告する。

イ 主任書記官による報告

主任書記官は、録音テープ等が亡失したことを認めたときは、直ちに、所属する裁判所の首席書記官を経由して、各裁判所の長に報告する。

3 録音テープ等の複製

(1) 利害関係を有する者による複製の申出

録音テープ等について、利害関係を有する者から複製の申出があるときは、それが裁判上の利用に供するためのものである場合に限り、担当書記官は、犯罪被害者保護法第39条の趣旨に準じて、これを許すものとする。

(2) 複製の申出の方法

当事者又は利害関係を有する者による録音テープ等の複製の申出については、別紙様式第11の書面を参考にした申出書用紙を備え付け、できる限り、申出書として使用させるものとする。

なお、申出の手数料は、不要である。

(3) 複製の方法

裁判所書記官は、庁用の複製装置を使用して、申出人が持参した録音テープ等に複製する。

(4) 受領書について

録音テープ等の複製を申出人に交付する際には、その受領書を徴する。

付 記

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日（平成20年12月1日）から実施する。

付 記（平25.11.20総三第217号）

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律（平成25年法律第33号）の施行の日（平成25年12月1日）から実施する。

付 記（平29.12.7総三第201号）

この通達は、平成30年1月1日から実施する。

(別紙様式第1)

		裁判長 認印
第　回　審　尋　調　書		
事件の表示	平成　年（損）第　号	
期　　日	平成　年　月　日　午前・午後　時　分	
場　　所		
裁判長裁判官		
裁判官		
裁判官		
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官	
出頭した当事者等		
指定期日	平成　年　月　日　午前・午後　時　分	
審　尋　の　要　領		
<input type="checkbox"/> 主張関係別紙のとおり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 証拠関係別紙のとおり		
裁判長 <input type="checkbox"/> 審理終結 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知 <input type="checkbox"/>		
裁判所書記官		

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。
 2 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第2)

第1号様式（刑事損害賠償命令事件審尋調書单独用）		裁判官 認印
第一回審尋調書		
事件の表示	平成 年（損）第 号	
期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
場所		
裁判官		
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官	
出頭した当事者等		
指定期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
審尋の要領		
<input type="checkbox"/> 主張関係別紙のとおり <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 証拠関係別紙のとおり		
裁判官 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 審理終結 <input type="checkbox"/> 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知 <input type="checkbox"/> 		
裁判所書記官		

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。
 2 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第3)

裁判長

認印

第2号様式（刑事損害賠償命令事件口頭弁論調書合議用）

第一回口頭弁論調書					
事件の表示	平成 年（損）第 号				
期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
場所及び公開の有無	法廷で公開				
裁判長裁判官					
裁判官					
裁判官					
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官				
出頭した当事者等					
指定期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分				
弁論の要領等					
<input type="checkbox"/> 主張関係別紙のとおり					
<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/>					
<input type="checkbox"/> 証拠関係別紙のとおり					
裁判長					
<input type="checkbox"/> 審理終結					
<input type="checkbox"/> 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知					
<input type="checkbox"/>					
裁判所書記官					

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。
2 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第4)

第2号様式（刑事損害賠償命令事件口頭弁論調書単独用）		裁判官 認印
第一回口頭弁論調書		
事件の表示	平成 年（損）第 号	
期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
場所及び公開の有無	法廷で公開	
裁判官		
裁判所書記官	末尾記名の裁判所書記官	
出頭した当事者等		
指定期日	平成 年 月 日 午前・午後 時 分	
弁論の要領等		
<input type="checkbox"/> 主張関係別紙のとおり		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/>		
<input type="checkbox"/> 証拠関係別紙のとおり		
裁判官		
<input type="checkbox"/> 審理終結		
<input type="checkbox"/> 別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知		
<input type="checkbox"/>		
裁判所書記官		

(注) 1 「出頭した当事者等」に使用されている符号は、事件記録の表紙に記載のものである。
2 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第5)

事件の表示 平成 年（損）第 号
第3号様式（刑事損害賠償命令事件書証目録）

(別紙様式第6)

事件の表示 平成 年(損)第 号
 第4号様式(刑事損害賠償命令事件書証目録)

書 証 目 錄 (刑事関係記録分)		
期 日	標 目	備 考
第 回 <input type="checkbox"/> 審 審 <input type="checkbox"/> 弁 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 <input type="checkbox"/>	□不送付()
第 回 <input type="checkbox"/> 審 審 <input type="checkbox"/> 弁 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 <input type="checkbox"/>	□不送付()
第 回 <input type="checkbox"/> 審 審 <input type="checkbox"/> 弁 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 <input type="checkbox"/>	□不送付()
第 回 <input type="checkbox"/> 審 審 <input type="checkbox"/> 弁 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 <input type="checkbox"/>	□不送付()
第 回 <input type="checkbox"/> 審 審 <input type="checkbox"/> 弁 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 <input type="checkbox"/>	□不送付()
第 回 <input type="checkbox"/> 審 審 <input type="checkbox"/> 弁 論	□証拠等関係カード()の写しのとおり 番号 <input type="checkbox"/>	□不送付()

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第7)

事件の表示 平成 年(損)第 号
 第5号様式(刑事損害賠償命令事件参考人等目録)

参考人等目録(申出分)						
申出		採否の裁判		審尋等の施行		調書の作成 に関する許 可等
期日等	証拠方法の表示等	期日等	採否の別	指定期日	実施	
				年月日	時	
第回 □審 □弁 ・		第回 □審 □弁 ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第回 □審 □弁 ・		第回 □審 □弁 ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第回 □審 □弁 ・		第回 □審 □弁 ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第回 □審 □弁 ・		第回 □審 □弁 ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等
第回 □審 □弁 ・		第回 □審 □弁 ・	採 ・ 否			<input type="checkbox"/> □ 調書省略 <input type="checkbox"/> □ 調書記載 に代わる 録音テー プ等

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(別紙様式第8)

第6号様式（刑事損害賠償命令事件参考人等調書）

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。
2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙様式第9)

第7号様式（刑事損害賠償命令事件証人等調書）

<input type="checkbox"/> 証人 <input type="checkbox"/> 申立人本人 <input type="checkbox"/> 相手方本人 <input type="checkbox"/> (この調書は、第 <input type="checkbox"/> 回口頭弁論調書と一体となるものである。)			裁判所書記官印
事件の表示	平成 年 (損) 第 号		
期 日	平成 年 月 日	午前・午後	時 分
氏 名			
年 齢			
住 所			
宣誓その他の状況	<input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、宣誓の趣旨を説明し、 <input type="checkbox"/> 証人が偽証をした場合の罰を <input type="checkbox"/> 本人が虚偽の陳述をした場合の制裁を <input type="checkbox"/> 告げ、別紙宣誓書を読み上げさせてその誓いをさせた。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)は、さきにした宣誓の効力を維持する旨告げた。 <input type="checkbox"/> 後に尋問されることになっている証人は <input type="checkbox"/> 在廷しない。 <input type="checkbox"/> 裁判長(官)の許可を得て在廷した。 <input type="checkbox"/>		
陳述の要領			
<hr/>			

(注) 1 該当する事項の□にレを付する。

2 「陳述の要領」の記載の末尾に「以上」と記載する。

(別紙様式第10)

録音テープ等に関する整理票

事件番号 平成 年(損)第 号

当事者の氏名又は名称		録音等に 係る事件の 終了年月日	録音等に 係る事件の 終了事由	録音等の 消去年月日	備考
申立人					
相手方		・		・	

取調べを受けた証人等の氏名又は検証の目的等

取調べを受けた者の呼称等 (該当するものを○で囲む。)	氏名・検証の目的の要旨	取調べ等 年月日
申立人・相手方・証人・参考人		・
申立人・相手方・証人・参考人		・
申立人・相手方・証人・参考人		・

(別紙様式第11)

録音テープ等の複製の申出書

申立人

相手方

上記当事者間の御序平成 年(損)第 号刑事損害賠償命令事件について、平成 年 月 日に実施された□口頭弁論□審尋の期日において、□下記の者の陳述□検証の結果が録音テープ等に記録されました。それの別添□録音テープ□ビデオテープ□その他()に対する複製を申し出ます。

記

申立人 相手方 証人

参考人

平成 年 月 日

申立人 相手方 利害関係人

氏名

印

地方裁判所裁判所書記官 殿

受領書

上記複製した□録音テープ□ビデオテープ□その他()を受領しました。

平成 年 月 日

申立人 相手方 利害関係人

氏名

印

地方裁判所裁判所書記官 殿

(注) 該当する事項の□にレを付する。

(平成20.10.22総三印)

刑事損害賠償命令事件調書等通達の概要

第1 制定の趣旨

平成19年被害者関連改正法の施行による刑事損害賠償命令制度の導入に伴い、
刑事損害賠償命令事件の調書の様式、記録の編成、犯罪被害者保護規則第23条
第2項の規定による録音テープ等への記録の手続について定めるものである。

第2 通達の概要

1 調書の様式及び記載方法（記第1）

刑事損害賠償命令事件においては、通常の民事訴訟事件と同様、審尋及び口頭弁論について、期日ごとに調書を作成しなければならない（犯罪被害者保護法第34条、犯罪被害者保護規則第32条、民訴法第160条、民訴規則第78条）とされているところ、平成16年1月23日付け最高裁総三第2号総務局長、民事局長、家庭局長通達「民事事件の口頭弁論調書等の様式及び記載方法について」及び平成16年3月5日付け最高裁民二第97号民事局長、家庭局長、総務局長通達「民事保全の手続における録音体の利用、調書の様式等について」にならい、刑事損害賠償命令事件の調書の様式及び記載方法について定めた。

調書の作成については、民訴規則第66条から第78条までの規定（同規則第67条第2項を除く。）が準用される（犯罪被害者保護規則第32条）ため、調書の記載方法の多くは民事訴訟手続の記載にならうこととなる。

（1）手続調書（第1号様式（審尋調書）及び第2号様式（口頭弁論調書））

ア 主張関係について

当事者が期日において主張書面を補充する陳述を行う等、口頭により主張を行った場合には、訴訟行為者及びその主張の内容を、記載事項のない□にレを付して記載するか、「主張関係別紙のとおり」の□にレを付して別紙に記載する（記第1の2の(2)のウの(ア)、同(3)）。なお、刑事損害賠償

命令事件の手続は、民事保全事件と同様、任意的口頭弁論の方式を採用しているため（犯罪被害者保護法第23条），主張書面の提出があれば当該書面に記載された事項を訴訟資料とすることができ、期日において主張書面を陳述する必要がないことから、手続調書には主張書面の陳述の記載は不要である。

イ 証拠関係について

(ア) 証拠関係（当事者が書証を提出した場合を除く。）については、「証拠関係別紙のとおり」の□にレを付し、その内容は、書証目録（刑事関係記録分）（第4号様式），参考人等目録（第5号様式），参考人等調書（第6号様式）及び証人等調書（第7号様式）に記載する（記第1の2の(2)のウの(イ)，同(3)）。

(イ) 書証目録（当事者提出分）は手続調書と一体となるものではないこと、書証目録（刑事関係記録分）については「認否」欄が設けられていないことから、期日において口頭により偽造等を理由に書証の成立を積極的に争う旨の陳述がされたり、書証の申出の撤回がされたりした場合には、手続調書にその内容を記載する（記第1の2の(2)のウの(ウ)，同(3)）。

ウ 和解が成立した場合等について

(ア) 和解が成立した場合には、記載事項のない□にレを付した上で、「別紙のとおり和解成立」等と記載し、別紙にその内容（当事者の表示、請求の表示及び和解条項）を記載する（記第1の2の(2)のウの(エ)，同(3)）とともに、手続調書の標題の次に「（和解）」と付記し、終了調書であることを明確にする。

(イ) 請求の放棄又は認諾をする旨の陳述が期日においてされた場合には、記載事項のない□にレを付した上で、「申立人 本件請求を放棄する。（請求の表示等は別紙のとおり）」等と記載し、別紙にその内容（当事者の表示及び請求の表示）を記載するとともに、手続調書の標題の次に

「（放棄）」又は「（認諾）」と付記する。

(ウ) 決定書の作成に代えて、主文及び理由の要旨を口頭で告知する方法により、刑事損害賠償命令の申立てについての裁判が行われた場合（犯罪被害者保護法第26条第4項）には、「別紙のとおり主文及び理由の要旨を告知」の□にレを付した上で、別紙にその内容（同条第5項、第1項）を記載するとともに、手続調書の標題の次に「（決定）」と付記する。

(2) 書証目録（第3号様式）（当事者提出分）

ア 書証目録の作成の要否

刑事損害賠償命令事件の審理は任意的口頭弁論の方式を採用しているため、期日外であっても当事者が書証を提出すれば当然に証拠資料となることから、期日において提出があっても、そのことを調書に記載する必要はない。また、刑事損害賠償命令手続は刑事手続の成果を利用して簡易・迅速に紛争を解決する手続であり、不法行為の発生原因事実に関する証拠の多くは刑事被告事件の訴訟記録の取調べ（犯罪被害者保護法第24条第4項）で賄われるため、一般的には、当事者が提出する書証の数は少ないと考えられることから、当事者が提出した書証については、原則として、書証目録の作成は要しないこととした（記第1の2の(4)）。

イ 書証目録の作成を要する場合

当事者が提出した書証の数が多く、証拠関係を一覧できるよう整理する必要がある等の事情により裁判長が書証目録の作成を命じた場合や、異議の申立て又は終了決定により民事訴訟手続に移行し、記録を送付する場合には、書証目録を作成する必要がある（記第1の2の(4)）。

なお、書証目録を作成した場合においても、その書証目録は期日又は期日外において提出された書証を整理して一覧するためのものであって、手続調書と一体となるものではない点に留意する必要がある。

ウ 記載方法

- (ア) 当事者から証拠説明書が提出されている場合には、裁判所に提出された書証の写しと証拠説明書の照合を行い、文書の標目や原本、写しの区別等が適切に記載されている場合には、「標目」欄に証拠説明書を引用する取扱いも差し支えない（平成18年8月24日付け総務局第三課長書簡参照）。
- (イ) 偽造等を理由に書証の成立を積極的に争う旨の主張があった場合又は書証の申出の撤回があった場合には、「備考」欄に「偽造の主張あり（第2回審尋調書）」、「撤回（平成〇年〇月〇日付け主張書面）」等と記載する（記第1の2の(4)のオ）。
- (3) 書証目録（第4号様式）（刑事関係記録分）

ア 書証目録の作成の要否

取り調べた刑事被告事件の訴訟記録（刑事関係記録）は、当事者にも明らかになるよう審理期日において明示しなければならず、どの部分を取り調べたかを記録上明らかにする必要があることから、刑事被告事件の訴訟記録の取調べについては、当事者が書証を提出した場合とは異なり、書証目録を必ず作成する必要がある。

なお、作成した書証目録は、手続調書と一体となるものである。

イ 記載方法等

- (ア) 刑事関係記録には、当事者提出分の書証とは異なり、刑事損害賠償命令事件固有の書証符号及び番号は付されないため、書証目録には「番号」欄は設けられていない。
- (イ) 刑事被告事件の訴訟記録中の書証を取り調べた場合には、「標目」欄に証拠等関係カードの写しを引用して記載することとした。具体的には、「証拠等関係カード（ ）の写しのとおり」の□にレを付した上で、（ ）に「甲」、「乙」、「弁」等と記載するとともに、刑事被告事件の

証拠番号を「番号 1, 2, 4~6, 11」等と記載する（記第1の2の(5)のウの(ア)）。

(ウ) 刑事被告事件の訴訟記録中の書証以外のものを取り調べた場合には、記載事項のない□にレを付した上で、「第1回公判調書（手続）」、「判決書」「証人〇〇〇〇尋問調書」等と文書の標題を記載する（記第1の2の(5)のウの(イ)）。

(エ) 刑事被告事件においては1通の書証の全部を取り調べたが、刑事損害賠償命令事件においては1通の書証の一部分のみを取り調べた場合には、「番号1（1頁12行目から2頁5行目を除く。）」等とその部分が特定できるように記載する。

(オ) 偽造等を理由に書証の成立を積極的に争う旨の主張があった場合の「備考」欄への記載方法については、当事者提出分の書証目録と同様である（記第1の2の(5)のエの(ア)）。

(カ) 異議の申立て等により民事訴訟手続に移行し、記録を送付する場合には、書証目録が送付記録の目録の役割を果たすことから、裁判所が刑事関係記録中、送付することが相当でないと特定したものがあったとき（犯罪被害者保護法第29条第1項）は、「不送付（）」の□にレを付し、（）に特定されたものを記載することで、送付された書証を一覧できるようにすることとした（記第1の2の(5)のエの(イ)）。

特定されたものが書証の一部分であるときは、（）に「一部」と記載する。なお、一つの「標目」欄に複数の書証が記載されている場合において、複数の書証のうちの一部の書証が特定されたときは、（）に「甲1」等と記載することとし、さらにその一部の書証の一部分が特定されたときは、「甲1（一部）」等と記載する。

(4) 参考人等目録（第5号様式）

参考人等目録の記載方法については、民事訴訟手続における証人等目録の

記載方法と同様である。なお、調書省略許可（犯罪被害者保護規則第23条第1項）があった場合において、同条第2項の録音テープ等があるときは、「備考」欄にその旨を記載することも考えられる。

(5) 供述調書（第6号様式（参考人等調書）及び第7号様式（証人等調書））

供述調書の記載方法については、民事訴訟手続における供述調書の記載方法と同様である。ただし、審尋期日においては、宣誓させることなく参考人等の陳述を聞くことができる点に留意する必要がある。

2 記録の編成（記第2）

(1) 3分方式の採用

刑事損害賠償命令事件記録の編成については、民事訴訟記録編成通達を準用し、第1分類から第3分類に分けてつづることとした。

各分類につづる代表的な書類は、次のとおりである。

ア 第1分類

(ア) 調書群

口頭弁論調書、審尋調書、通訳人調書、期日指定書、審理の分離又は併合の決定書等をつづる。

(イ) 判決書群

刑事損害賠償命令の申立てについての裁判書（犯罪被害者保護法第26条第5項の調書を含む。）、和解又は請求の放棄若しくは認諾の調書、刑事損害賠償命令の申立ての取下書及び終了決定（同法第32条第1項、第2項）並びにこの群につづる裁判書正本等の送達報告書等をつづる。

(ウ) 訴状群

刑事損害賠償命令申立書、主張書面、民事訴訟手続移行申立書、同移行申述書（同意書を含む。）（犯罪被害者保護法第32条第1項、第2項）、異議申立書等をつづる。

刑事損害賠償命令申立書において、起訴状を引用している場合（犯罪

被害者保護規則第18条第2項)には、起訴状の写しを作成して、同申立書の次につづる。

なお、刑事被告事件の訴訟記録において、起訴状の送達報告書を第1分類につづるのとは異なり、刑事損害賠償命令申立書の送達報告書は、第3分類につづる。

イ 第2分類

(ア) 目録群

書証目録については、申立人提出分、相手方提出分、刑事関係記録分の順に、参考人等目録については、申立人申出分、相手方申出分、職権分の順につづる。

(イ) 証拠説明書群

申立人提出分、相手方提出分の証拠説明書の次に、書証目録(刑事関係記録分)において引用した証拠等関係カードの写し(略語表等を含む。)をつづる。

(ウ) 書証群

申立人提出分(A号証等)、相手方提出分(B号証等)の書証の写しの順につづる。刑事関係記録の写しをつづる場合には、当事者提出分の書証の写しの次に、書証目録(刑事関係記録分)に記載された順につづる。

(エ) 証拠調べ調書群

参考人等調書及び証人等調書(参考人等審尋のみ又は証人等尋問のみの通訳人調書を含む。)をつづる。ただし、調書省略許可(犯罪被害者保護規則第23条第1項)又は調書記載代用許可(同規則第32条、民訴規則第68条第1項)があった場合の宣誓書については、目録群の末尾につづる。また、調書記載代用許可があった場合の録音テープ等については、第3分類末尾につづるのが原則である。調書省略許可があった

場合の録音テープ等については、記録につづらない。

(オ) 証拠申出書群

証拠申出書を申立人申出分、相手方申出分の順に一括してつづり、証拠に関する裁判書を当該申出書の直後につづる。

ウ 第3分類

代理権及び資格証明関係書類、送達場所の届出書、裁判管轄地の指定又は変更の書面（犯罪被害者保護規則第28条第1項）、調書記載代用許可があった場合の証人等の陳述記載書面（同規則第32条、民訴規則第68条第2項）、閲覧・謄写票（犯罪被害者保護法第33条第4項、第5項の検察官等に対する求意見書及び回答書を含む。）、送達報告書（第1分類の判決書群につづられた裁判書正本等の送達報告書を除く。）、民事訴訟手続に移行する場合に刑事関係記録中送付することが相当でないと認めるもの（不送付部分）を裁判所が特定した書面（同法第29条第1項の検察官等に対する求意見書及び回答書を含む。）等をつづる。

(2) 証拠等関係カードの写し等の取扱い

書証目録（刑事関係記録分）の「標目」欄に引用した証拠等関係カードの写し（略語表等を含む。）については、第2分類の証拠説明書群に職権分としてつづることとした（記第2の1）。その際の留意点は次のとおりである。

ア 証拠等関係カードの写しは、取り調べた書証を一つも含まない頁については、つづることを要しない。

イ 証拠等関係カードの写しに、証人の住所等の個人情報が記載されている場合で、当該個人情報を当事者及び利害関係人の閲覧等に供することが不相当であると認められるものについては、該当部分をマスキングすることが相当である。

(3) 取り調べた刑事被告事件の訴訟記録（刑事関係記録）の写しの取扱い
刑事損害賠償命令事件の審理においては、刑事被告事件の訴訟記録を使用

することができるので、刑事損害賠償命令事件記録の第2分類の書証群に刑事関係記録の写しをつづる必要はないこととした（記第2の2柱書）。

ただし、刑事被告事件の上訴により、刑事被告事件の訴訟記録を上訴裁判所に送付した場合には、刑事損害賠償命令事件の審理において当該記録を使用することができず、また、異議の申立て等により民事訴訟手続に移行し、刑事損害賠償命令事件記録を送付する場合には、民事訴訟手続において刑事被告事件の訴訟記録を使用することができないので、これらの場合には、刑事関係記録の写しを作成して、刑事損害賠償命令事件記録の第2分類の書証群につづることとした（記第2の2の(1), (2)）。

なお、異議の申立て等により刑事損害賠償命令事件記録を送付する際に、刑事関係記録の写しを作成する場合には、刑事関係記録中、裁判所が送付することが相当でないと認めたもの（不送付部分）については、民事訴訟手続の審理をする裁判所に送付しないため、写しを作成する必要はない。刑事被告事件の上訴により刑事関係記録の写しをつづっている場合には、不送付部分を刑事損害賠償命令事件記録からはずした上で、記録を送付することとなる（「刑事記録送付保存通達の改正の概要」第3の1の(2)参照）。

（4）記録目録及び丁数の取扱い

民事訴訟記録編成通達記2の(1)において、事件記録を他庁に送付する際には、丁数を付し記録目録を作成する旨定められているが、「事件記録を他庁に送付する際」とは、事件記録を上訴審に送付する場合をいう（平成17年10月14日付け総務局長書簡、同日付け総務局第三課長書簡参照）ため、民事訴訟手続への移行により刑事損害賠償命令事件記録を他庁に送付する際には、丁数を付したり記録目録を作成したりすることは要しない。

3 犯罪被害者保護規則第23条第2項の規定による録音テープ等への記録の手続（記第3）

調書省略許可があった場合の録音テープ等への記録、保管及び複製の手続に

ついて定めたものであるが、民訴規則第170条第2項、第227条第2項、保全規則第7条第2項又は第8条第3項の規定による録音テープ等への記録の手続と基本的に同様である。

録音テープ等の保管期間は、原則として事件の終了の日から1年とし、異議の申立て等により民事訴訟手続に移行せず、刑事損害賠償命令事件記録を送付しなかったときは事件の終了の日から2週間とした（記第3の2の(2)）。民訴規則第170条第2項等の録音テープ等の保管期間については、事件の終了の日から1年を経過する前に不服申立て事件の決定等が確定したり、和解等により終了したりしたときは、確定又は終了の日から2週間とされているが、犯罪被害者保護規則第23条第2項の録音テープ等については、同テープ等を保管している刑事損害賠償命令事件の審理をした裁判所において、移行後の民事訴訟事件の終局時期や終局事由を知ることはできないので、このような定めをおかなかつた。